

(西条市の防災対策の合言葉)

死ぬな！逃げろ！助けろ！

西条市地域防災計画

風水害等対策編

(令和5年度)

西条市防災会議

<目 次>

風水害等対策編

第1章 総 論.....	1
第1節 計画の主旨.....	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	3
第3節 西条市の概況.....	8
第2章 災害予防対策.....	10
第1節 防災気象情報の伝達.....	10
第2節 防災思想・知識の普及.....	15
第3節 自主防災組織の活動.....	20
第4節 事業者の防災対策.....	27
第5節 ボランティアによる防災活動.....	29
第6節 防災訓練の実施.....	31
第7節 業務継続計画の策定.....	33
第8節 火災予防対策.....	34
第9節 林野火災予防対策.....	37
第10節 水害・高潮災害予防対策.....	39
第11節 地盤災害予防対策.....	43
第12節 避難 対 策.....	46
第13節 緊急物資確保対策.....	56
第14節 医療救護対策.....	59
第15節 防疫・衛生体制の整備.....	63
第16節 保健衛生活動体制の整備.....	64
第17節 要配慮者の支援対策.....	65
第18節 広域応援体制の整備.....	70
第19節 ライフライン災害予防対策.....	72
第20節 公共土木施設等の災害予防対策.....	75
第21節 危険物等災害予防対策.....	79
第22節 海上災害予防対策.....	80
第23節 資材・機材等の点検整備.....	81
第24節 情報通信システムの整備.....	82
第25節 孤立地区対策.....	84
第26節 災害復旧・復興への備え.....	85

第3章 災害応急対策	88
第1節 各機関応急措置の概要	88
第2節 防災組織及び編成	90
第3節 通 信 連 絡	97
第4節 災害情報の報告	100
第5節 広 報 活 動	104
第6節 災害救助法の適用	106
第7節 避 難 活 動	108
第8節 緊急輸送活動	117
第9節 交通応急対策活動	120
第10節 孤立地区に対する支援活動	124
第11節 消 防 活 動	125
第12節 水 防 活 動	129
第13節 人命救助活動	133
第14節 遺体の捜索・処理・埋葬	136
第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給	138
第16節 飲料水の確保・供給	141
第17節 医療救護活動	143
第18節 防疫・衛生活動	148
第19節 保健衛生活動	151
第20節 廃棄物等の処理	152
第21節 障害物等の除去	155
第22節 動物の管理	157
第23節 応急住宅対策	159
第24節 要配慮者に対する支援活動	162
第25節 応援協力活動	164
第26節 ボランティア等への支援	168
第27節 自衛隊災害派遣要請の要求等	169
第28節 ライフラインの確保	173
第29節 危険物施設等の安全確保	177
第30節 海上災害応急活動	179
第31節 除雪実施計画	182
第32節 応急教育活動	183
第33節 消防防災ヘリコプターの出動要請	186
第4章 災害復旧・復興対策	187
第1節 公共施設災害復旧対策	187
第2節 復興計画	190
第3節 災害復旧資金	193
第4節 被災者等に対する支援	194

第1章 総論

第1節 計画の主旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西条市の地域に係る災害対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害対策においては、市、県、防災関係機関、民間事業者、市民それぞれが役割を分担し、相互に連携、協力して防災活動に積極的に取り組む必要があることから、この計画に基づき、被害等を軽減するための備えをより一層充実させ、その実践を促進する市民運動を展開する。

第2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに市民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

第3 計画の構成

本編の構成は、次の4章による。

1 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、市民生活の確保方策などの予防対策を示す。

3 第3章 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

4 第4章 災害復旧復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

第4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進すると

もに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災組織、事業者、県及び市がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）、愛媛県地域防災計画及び西条市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び公共機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

資料編1-5 愛媛県防災対策基本条例

第5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものである。

市は、国土強靱化の基本目標である、

- ① 人命の保護
- ② 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を踏まえ、市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 西条市

- 1 市地域防災計画の作成
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災思想・知識の普及
- 4 自主防災組織の育成その他市民の災害対策の促進
- 5 防災訓練の実施
- 6 防災のための施設等の整備
- 7 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 8 被災者の救出、救護等の措置
- 9 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- 10 高齢者等避難、避難指示の発令、緊急安全確保措置の指示及び指定避難所の開設
- 11 消防、水防その他の応急措置
- 12 被災児童生徒の応急教育の実施
- 13 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- 14 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- 15 災害時における市有施設及び設備の点検・整備
- 16 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 17 緊急輸送道路の確保
- 18 災害復旧の実施
- 19 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- 20 西条市防災対策研究協議会「西条市の防災・減災対策への提言」に関する取組

第2 愛媛県

- 1 県地域防災計画の作成
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災思想・知識の普及
- 4 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
- 5 防災訓練の実施
- 6 防災のための装備・施設等の整備
- 7 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 8 被災者の救出、救護等の措置
- 9 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- 10 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- 11 水防その他の応急措置

- 12 被災児童生徒の応急教育の実施
- 13 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- 14 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- 15 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
- 16 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 17 緊急輸送道路の確保
- 18 災害復旧の実施
- 19 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- 20 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第3 指定地方行政機関

1 中国四国農政局愛媛県拠点

- (1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。
- (2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
- (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
- (4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。
- (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
- (6) 災害時の食料の供給に関すること。
- (7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。

2 愛媛森林管理署

災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

3 四国地方整備局（松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）

管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

(1) 災害予防

- ア 所管施設の耐震性の確保
- イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進
- ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

(2) 応急・復旧

- ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- ウ 漂流物の除去等による緊急確保航路等の啓開
- エ 所管施設の緊急点検の実施
- オ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- カ 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）及び災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の被災地方公共団体への派遣

(3) 公共土木施設の災害復旧についての指導に関すること。

(4) 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。

- (5) 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。
- (6) 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。
- (7) 空港の整備の計画的実施に関すること。

4 大阪管区气象台（松山地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

5 第六管区海上保安本部（今治海上保安部）

- (1) 防災訓練に関すること。
- (2) 防災思想の普及及び高揚に関すること。
- (3) 調査研究に関すること。
- (4) 警報等の伝達に関すること。
- (5) 情報の収集に関すること。
- (6) 海難救助等に関すること。
- (7) 緊急輸送に関すること。
- (8) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- (9) 流出油等の防除に関すること。
- (10) 海上交通安全の確保に関すること。
- (11) 警戒区域の設定に関すること。
- (12) 治安の維持に関すること。
- (13) 危険物の保安措置に関すること。
- (14) 広報に関すること。
- (15) 海洋環境の汚染防止に関すること。

第4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

- 1 被害状況の把握に関すること。
- 2 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。
- 3 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。
- 4 応急医療、救護及び防疫に関すること。
- 5 通信支援、人員及び物資の緊急輸送に関すること。
- 6 給食及び給水、入浴支援等に関すること。
- 7 危険物の保安及び除去に関すること。

第5 指定公共機関

- 1 日本郵便株式会社（西条郵便局、東予郵便局、丹原郵便局、小松郵便局）
 - (1) 郵便業務の運営の確保に関すること。
 - (2) 郵便局の窓口業務の維持に関すること。
- 2 日本赤十字社（愛媛県支部）

- (1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。
- (2) 被災者に対する救援物資の配付に関すること。
- (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。
- (4) 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。
- 3 日本放送協会（松山放送局）
 - (1) 市民に対する防災知識の普及に関すること。
 - (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
 - (4) 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
- 4 電源開発株式会社（四国情報通信所）

電力施設の保全及び復旧に関すること。
- 5 西日本高速道路株式会社（四国支社松山営業所）

西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。
- 6 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
 - (1) 鉄道施設等の保全に関すること。
 - (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
 - (3) 災害時における旅客の安全確保に関すること。
 - (4) 災害発生時に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。
- 7 西日本電信電話株式会社（愛媛支店）、株式会社N T T ドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・テ
ィ・コミュニケーションズ株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備に関すること。
 - (2) 災害時における通信の確保に関すること。
 - (3) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。
 - (4) 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。
 - (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。
- 8 日本通運株式会社（新居浜支店）、福山通運株式会社（新居浜営業所）、佐川急便株式会社
（新居浜営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- 9 四国電力送配電株式会社（西条事業所）
 - (1) 電力施設等の保全に関すること。
 - (2) 電力供給の確保に関すること。
 - (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。
 - (4) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- 10 K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

第6 指定地方公共機関

- 1 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。

2 一般社団法人愛媛県歯科医師会

- (1) 検案時の協力に関すること。
- (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。

3 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社ハートネットワーク、株式会社愛媛新聞社

- (1) 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による市民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
- (3) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
- (5) 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。

4 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会

- (1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。
- (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

第7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 社会福祉法人西条市社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。
- (2) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

2 土地改良区

土地改良施設の整備及び保全に関すること。

3 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

- (1) 共同利用施設等の保全に関すること。
- (2) 被災組合員の援護に関すること。
- (3) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。

4 商工会議所、商工会

- (1) 被災商工業者の援護に関すること。
- (2) 物価安定についての協力に関すること。
- (3) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。

5 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関

- (1) 危険物施設等の保全に関すること。
- (2) プロパンガス等の供給の確保に関すること。

6 社会福祉施設管理者

- (1) 施設利用者等の安全確保に関すること。
- (2) 福祉施設職員等の応援体制に関すること。

資料編1-13 防災関係機関連絡先一覧

第3節 西条市の概況

第1 自然的条件

1 位置、面積及び地勢

本市は、愛媛県の東部に位置し、東は新居浜市、南は久万高原町、高知県吾川郡いの町、西は東温市、北西は今治市とそれぞれ接している。

市の面積は510.04km²で愛媛県の全面積の約9%を占め、可住地はそのうちの約30%に当たる159.18km²で、残りは林野となっている。

北は瀬戸内海燧灘に面し、南部一帯及び西部は、西日本の最高峰石鎚山を中心とする石鎚連峰を背景に急峻な山岳地帯で、それ以外の地域は、比較的緩やかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県下有数の農業地帯を形成している。また、山岳部を源流とする中山川、加茂川等の主要な河川が市内を流れ、豊富な水資源を供給している。

2 気候

本市は、瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は16.0℃前後、年間降雨量は1,900mm程度で、生活環境としても、また、産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっている。

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、令和4年9月末現在（住民基本台帳）105,966人であり、近年、人口減少が続いているが、世帯数は増加しており世帯の少人数化が進んでいる。

また、65歳以上の高齢者の人口割合は、令和4年9月末現在で32.91%となっており、高齢化が進んでいる。

人口の推移

(単位：人)

	H17年	H22年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
人 口	116,426	114,678	112,262	111,783	110,891	109,805	109,108	108,246	107,168	105,966
世帯数	46,131	48,086	49,981	50,359	50,529	50,499	50,693	50,878	50,806	50,797

(9月末住民登録人口)

2 産業

本市域は、広大かつ肥沃な農地が広がり、良質で豊富な地下水にも恵まれたことから、古くから農工業が盛んであった。特に、昭和39年の「新産業都市」の指定や、瀬戸内圏域では数少ない大規模臨海工業用地の造成を契機として、機械工場や半導体製造工場、造船工場等の立地が進んだが、合併により産業基盤は更に拡充し、四国最大級の工業都市として、飛躍的な発展を遂げている。

(1) 農業・水産業

県下有数の規模である約4,050ヘクタール（2020農林業センサス）の経営耕地は、日本有数の生産量を誇る愛宕柿や裸麦、春の七草をはじめ、水稻、ほうれん草、きゅうり、アスパラガスなど多くの農作物を供給する生産都市となっている。

また、瀬戸内の豊かな海が育んだ伝統の海苔や瀬戸内海の魚介類など、水産業も盛んに行われている。

(2) 工業

臨海工業用地を中心に、機械工場や半導体製造工場、造船工場等が立地しており令和2年度の製造品出荷額は7,272億円に上り、四国有数の規模を誇っている。

(3) 商業

近年、市域外への購買の流出等による各地区商店街の空洞化が進んでおり、消費者ニーズの多様化に対応した商店街づくりや、地域の個性を生かした商業活性化策の推進が望まれている。

3 交通

(1) 道路

本市の主要な道路の状況は、次の表のとおりである。

区分	路 線 名	市域内の実延長	改 良 率	舗 装 率
高速道	四国縦貫自動車道	28,435	100.0	100.0
国 道	今治小松自動車道	11,664	100.0	100.0
	11号(バイパス含む)	35,136	100.0	100.0
	194号	18,198	100.0	100.0
	196号	11,371	100.0	100.0
県 道	西条久万線	41,480	45.5	50.8
	壬生川新居浜野田線	22,244	96.7	100.0
	壬生川丹原線	11,182	100.0	100.0
	丹原小松線	8,675	99.9	100.0
	西条港線	1,735	100.0	100.0
	東予港三津屋線	1,670	100.0	100.0
	壬生川港小松線	261	100.0	100.0
臨 港 道	西隧東西線	783	100.0	100.0
	西ひうち線	86	100.0	100.0
	1号地線	1,055	100.0	100.0
	壬生川臨港道路	1,024	100.0	100.0
	中央臨港道路	2,213	100.0	100.0
	北条臨港道路	2,531	100.0	100.0

【令和4年4月1日現在】

資料：西条市統計データ（2023年版）

(2) 鉄道

JR予讃線が市の北部海岸沿いを横断しており、市内には、伊予西条、石鎚山、伊予氷見、伊予小松、玉之江、壬生川、伊予三芳の7駅がある。

第3 過去の災害履歴

西条市における災害の主なもの、台風来襲に伴う暴風・豪雨である。

資料編11-1 過去の災害履歴

第2章 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するためには、防災に関する施設の整備・点検、防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等のほか、市民自ら参加する実践防災計画の実施、行政と市民が協働で取り組む防災体制の整備、また、住民の防災意識の高揚等が重要であるため、本章においては、災害の予防活動及び対策について定める。

第1節 防災気象情報の伝達

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによるものとする。

なお、地震・津波に関する情報の発表、伝達は、地震災害対策編及び津波災害対策編の定めるところによる。

第1 定義

1 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいう。

2 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいう。

3 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいう。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表するものをいう。

5 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表するものをいう。

6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼び掛ける情報で、県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。

7 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条2項及び第11条1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象

庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

8 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

9 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第13条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、避難判断水位（特別警戒水位）に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

10 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、松山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、知事に通報するものをいう。

11 火災警報

火災警報とは、消防法第22条第3項の規定に基づき、市長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

12 5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

(1) 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるものをいい、警戒レベルに対応した防災気象情報や住民のとりべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等のとりべき行動について」のとおりである。

(2) 警戒レベル相当情報

警戒レベル相当情報とは、警戒レベルに対応して、住民等が行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものをいう。

第2 気象等警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

1 種類及び発表基準

松山地方気象台が市域に発表する警報・注意報の種類及び発表基準は、資料編のとおりである。

資料編1-29 特別警報・警報・注意報の発表基準

2 細分区域

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を市町単位で発表する。

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

この場合、市町名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示される。

東予 東予東部 ～ 四国中央市、新居浜市、**西条市**の地域

- 東予西部 ～ 今治市、上島町の地域
- 中予 ～ 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域
- 南予 南予北部 ～ 大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域
- 南予南部 ～ 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

3 伝達系統

気象等警報・注意報の伝達系統は、資料編のとおりである。

資料編1-30 気象等特別警報・警報・注意報の伝達系統

第3 気象情報の種類及び伝達系統

1 種類

(1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

- ア 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
- イ 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
- ウ 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

(2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

- ア 特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの
- イ 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されるもの
- ウ 顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼び掛けるもの
- エ 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を呼び掛けたり、解説したりするためのもの

(3) 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、※1 記録的短時間大雨情報、※2 竜巻注意情報、※3 顕著な大雨に関する気象情報などがある。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。愛媛県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときに発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表からおおむね1時間である。

※3 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。この情報は警戒レベル相当情報を補足するものとなり、警戒レベル4相当以上の状況

で発表する。

2 伝達系統

気象情報の伝達系統は、第2の3に掲げる伝達系統に準ずるものとする。

第4 土砂災害警戒情報の発表・伝達

土砂災害警戒情報の発表は次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、その伝達系統は気象等警報・注意報の伝達系統に準ずる。

1 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と重ねおおむね2時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

2 解除基準

降雨の実況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

第5 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

1 火災気象通報

火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みのときに通報する。

2 火災警報

消防法第22条第2項の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険である場合は、市長は必要により火災警報を発令し、火災予防の万全を期するものとする。

(1) 火災警報発令基準

火災気象通報の基準に準ずる。

(2) 火災警報解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、解除する。

(3) 火災警報の周知及び連絡

火災警報を発表したとき、又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県に連絡する。

第6 雨量情報及び水位情報の収集

1 雨量情報

雨量情報の収集方法については、資料編に掲げる気象庁、県及び市の設置する雨量計により情報の収集を行うとともに、住民自らも簡易雨量測定器等を用い雨量情報の収集に努めるものとする。

2 水位情報

水位情報の収集方法については、資料編に掲げる水位観測所及び市の設置した量水標により情報の収集を行うものとする。

資料編5-4 水位観測所一覧

5-6 量水標設置箇所一覧

5-7 雨量計設置箇所一覧

第7 伝達体制

1 内部への伝達

- (1) 気象の予警報は、市において受信し、直ちに消防長及び危機管理監に報告する。
- (2) 消防長又は危機管理監は、受信した予警報が災害対策を必要とすると認める場合には、市長に報告する。
- (3) 休日又は退庁後にあっては、本編第3章第2節「防災組織及び編成」第5の3(1)イにより関係者に連絡する。
- (4) 市災害対策本部からの伝達は、経営戦略部から口頭、庁内放送、電話、防災行政無線、携帯電話等により行うとともに、伝達手段の多重化、多様化を図る。

2 外部への伝達

外部への伝達方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 電話による方法
- (2) 市防災行政無線及びIP告知放送、衛星携帯電話による方法
- (3) インターネット(市ホームページ)や市消防・防災facebookによる方法
- (4) 広報車等を利用する方法
- (5) 自主防災会及び自治会長からの口頭による方法
- (6) 徒歩、自動車、自転車等を利用した伝言による方法
- (7) 市安全・安心情報お届けメール

3 市内伝達先

- (1) 住民
- (2) 学校
- (3) 保育所、幼稚園など
- (4) 公民館等市有施設
- (5) 防災関係機関

第8 緊急伝達方法

本市の通信施設による伝達が災害のため困難となった場合には、防災関係機関に対しては駐在所の警察無線の利用等を要請し、住民に対しては広報車等の利用又は消防団、自主防災組織に伝達の要請を行うなど、確実に伝達が行えるように配慮する。

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市は、市民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、市は、防災対策の円滑な実施を確保するため、市職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、住民等に対し災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第1 市職員に対する教育

市職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- 1 気象災害に関する基礎知識
- 2 災害の種別と特性
- 3 市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- 4 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- 6 家庭及び地域における防災対策
- 7 自主防災組織の育成強化対策（自主防災組織推進員）
- 8 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記4及び5については、毎年度、各課室等において、所属職員に対し十分に周知する。

また、各課室等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

第2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記第1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校安全に関する手引き」（文部科学省作成ほか）等を基に、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- 1 小学校及び中学校における防災推進事業を実施するとともに、関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎知識を修得させるほか、風水害等発生時の対策（防災訓練等による避難場所、避難経路の確認等）の周知徹底を図る。

2 児童生徒等を対象に防災タウンウォッチング等防災教育プログラムの推進により地域の危険箇所や防災設備等の確認を実施するとともに、住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。

3 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。

また、高等学校の生徒の防災士資格取得を推進し、将来の地域防災の担い手としての自覚を促す。

4 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。

第3 市民に対する防災知識の普及

市は、災害時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、消防本部、防災士、自主防災組織、自治会等と連携し市民ワークショップを通じた市民防災力の醸成を図るとともに地区防災計画等の作成を通じ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

ア 気象災害に関する基礎知識

イ 過去の災害の記録に関する知識

ウ 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識

エ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

オ 防災関係機関等が講ずる防災対策等に関する知識

カ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識

キ 高潮浸水想定区域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識

ク 避難場所、避難所、避難路その他避難対策に関する知識

ケ 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識

コ 応急手当等看護に関する知識

サ 避難生活に関する知識

シ 要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等に関する知識

ス コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

セ 早期自主避難の重要性に関する知識

ソ 防災士の活動等に関する知識

タ 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(2) 啓発の方法

ア インターネット（市ホームページ）の活用

イ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用

ウ 映画、DVDなどの利用

エ 講演会、講習会の実施

- オ 広報車の巡回
- カ 防災訓練の実施
- キ 各種ハザードマップの利用及び公共施設などへの掲示
- ク 「平成16年災害の記録」の活用
- ケ 「西条市防災100年誌」の活用
- コ 過去の浸水表示板による啓発
- サ 「30年後の君たちへ」の活用
- シ 防災マニュアルの作成と活用

(3) 避難場所、避難所までの避難に時間のかかる山間部に居住する市民については、気象庁が発表している気象警報・注意報などの「防災気象情報」等を参考に早めの避難行動に努める。

2 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

(1) 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

3 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

4 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

5 地域の協力体制づくり

市は、社会福祉施設の利用者や保育所、幼稚園などの園児が単独で避難するのは困難なことから、自主防災組織や自治会と連携して助け合う体制づくりの支援に努めるものとする。

第4 企業の活動

各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備や行政と企業等が連携した防災訓練を実施するほか、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検見直しなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る企業は、国や県、市などが実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価するなどにより、企業防災力の向上を図る。

このため、市は、県と連携して企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼び掛けや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

第5 普及の際の留意点

1 防災マップ等の活用

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることへの理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

2 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

3 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

4 防災と福祉の連携等

県及び市町は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 自主防災組織の活動

災害による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、災害や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職域等で防災活動を実践することが極めて重要であり、市民が相互に協力し、地域や職場において自発的に活動することが、より効果的である。

このため、市は、自主防災組織の育成強化に努め、市民による自発的な防災活動を促進する。

第1 市民の果たすべき役割

市民は、「死ぬな」「逃げろ」「助ける」を合い言葉に災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動の下に、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災措置を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域防災地図等を活用し、地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- (4) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (5) 市作成の防災基礎資料を参考にする等、土砂災害や洪水、高潮、崖崩れ、津波等地域の危険度の理解に努める。
- (6) 家屋の耐震補強を行う。
- (7) 家具の固定等落下倒壊危険物の対策を講ずる。
- (8) 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火及び感震ブレーカーの設置等火災予防措置を実施する。
- (9) 飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄をするとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常持出し用）。また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (10) 自治会に加入するとともに、地域の伝統行事や防災訓練に進んで参加する。
- (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (12) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (13) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (14) 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員及び消防団等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- (15) 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。

2 災害時等の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 適時に、適切な早目の避難を実施する。

- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (4) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (5) 自力による生活手段の確保を行う。
- (6) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (7) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (8) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (9) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

第2 自主防災組織の育成強化

市民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

特に、当市においては、毎年10月に開かれる「西条まつり」をはじめとして、獅子舞やだんじりなど地域の伝統行事が盛んであり、住民相互の絆が培われていることから、地域のコミュニティネットワークを更に活性化し、自主防災組織等の更なる積極的活動に結びつけるものとする。

このため、市は、講演会の開催、パンフレットの配布等各種方策の実施により、自治会未加入の住民を中心に、自主防災組織の結成を積極的に促進するとともに、女性の参画促進に努め、幅広い世代の参加、要配慮者への支援にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、市は、本地域防災計画に自主防災組織の育成について定め、その役割及び活動、市の行う指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な活動の拠点となる施設の整備及び資機材の充実を図る。

1 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとするが、地域の高齢化、人口減少に対応するため、小学校、公民館などの活動範囲で広域的に活動を行う自主防災組織の連合体の編成を推進する。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所と協議の上、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置付ける。

2 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

- (1) 自治会長等を対象にリーダー養成のため防災士の養成に努めるとともに、技能向上のため防災士フォローアップ研修等の実施を通じて、組織の核となる人材を育成する。その際、女性リーダーの育成にも努める。

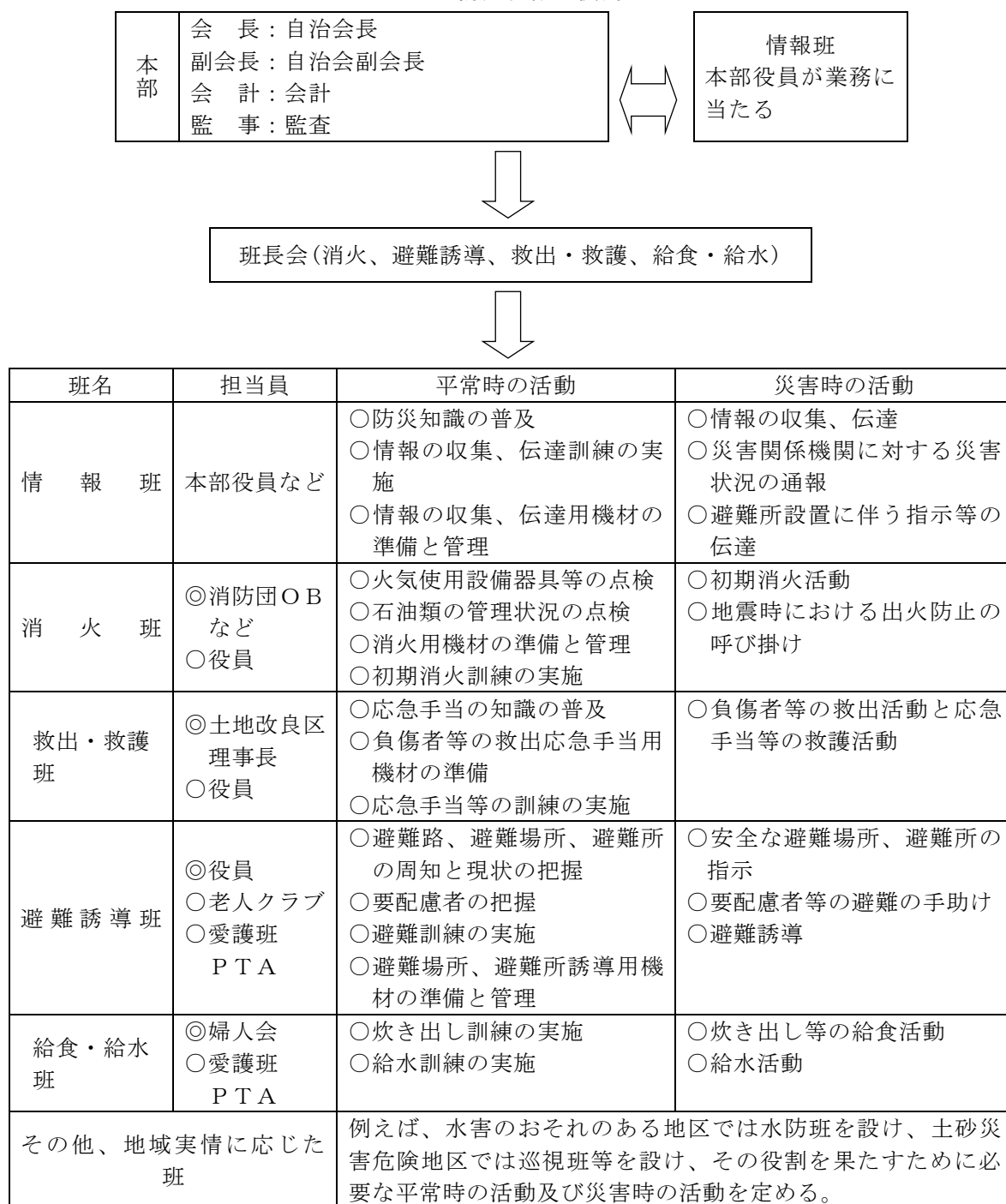
また、防災西条ネットワークにより、各防災士間の連携や防災対策等についての協議、自主防災組織の一層の促進による地域防災力の強化及び底上げを図る。

さらに、地域の自主防災組織などの防災訓練で、図上訓練の指導等を経験できるようにするなどスキルアップできる環境づくりを進める。

- (2) 自治会等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
- (4) 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮した上で、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

自主防災組織と役割



※消防団は、市や消防署と共に組織の育成の指導に当たる推進機関であり、災害時には消防団長の指揮下で活動する防災機関であるため、協力機関として連携する。

資料編7-1 自主防災会規約（案）

7-2 防災西条ネットワーク規約

第3 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下に、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

1 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項

- ① 平常時における防災対策
- ② 災害時の心得
- ③ 風水害等の知識
- ④ 気象情報等の種別や内容
- ⑤ 自主防災組織が活動すべき内容
- ⑥ 自主防災組織の構成員の役割等

2 「地域防災地図」の更新・利用活用

自主防災組織は、市が作成する総合防災マップ等を基に身近に内在する危険や、指定避難所等災害時に必要となる施設等を表わす「地域防災地図」を適宜見直し、掲示、あるいは各戸に配付することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

3 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割を、あらかじめ防災計画書などに定めておく。

4 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- (1) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (2) 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）
- (3) 人材台帳
- (4) 電話などが使用できないときの連絡網

5 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結び付ける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

6 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や市等と有機的な連携を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練
- (5) 参集訓練
- (6) 炊き出し訓練

また、地域の危険箇所の把握、避難場所、避難所、避難経路、避難所運営など情報共有のための災害図上訓練（DIG）や避難所運営訓練（HUG）を実施する。

7 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域における獅子舞やだんじり等の伝統行事を介したコミュニティ組織との連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

8 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (1) 防災関係機関の連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

9 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、市及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

10 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び食料・飲料水等の物資を備蓄するよう努める。

第4 市の活動

1 自主防災組織づくりの推進

市は、県の協力を得て、全ての自治会で自主防災組織が結成できるように推進する。

2 自主防災に関する意識の高揚

市は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催するとともに、市民運動会など市民参加イベントで防災に関する意識の高揚に努める。

また、市消防本部は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

3 組織活動の促進

市は、消防団及び企業等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実強化、市民が防災訓練に参加しやすい

環境づくりを促進する。

また、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）について、女性の参画促進にも配慮しながら育成に努める。

第5 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であり、自主防災を推進する立場であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

第6 事業所等における自主防災活動

1 自主防災活動

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震化・耐浪化、耐火性の確保
- (9) 従業員等の一時的、緊急的な避難

2 浸水想定区域内の活動

河川氾濫による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第15条の規定により本地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、次の活動を行う。

- (1) 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- (2) 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた高齢者等の要配慮者利用施設の所有者又は

管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

第7 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案する。

本地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた市は、必要があると認めるときは、本地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、本地域防災計画において、当該市の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第8 地域と学校との連携

災害時の避難所となる学校と地域の自主防災組織が、防災対策について話し合う組織づくりを支援する。

第4節 事業者の防災対策

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができ体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

第1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動の下に、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災措置を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (10) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- (12) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。
- (13) 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

2 災害時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況で

あるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供、その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、市が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

第2 市の活動

1 防災意識の啓発

市は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。また、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

2 防災情報の提供

市は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

3 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

県及び市町は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

第5節 ボランティアによる防災活動

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティアコーディネーター等の養成や地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

第1 災害救援ボランティアの養成・登録等

市は、西条市社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

1 意識の啓発・知識の普及

西条市社会福祉協議会と連携して、情報誌の発行等を通じ、市民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。

2 災害救援ボランティア等の養成・登録

災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。あわせて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。

3 ボランティアコーディネーターの養成・登録

ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティアリーダーや災害発生時にボランティアの斡旋等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。

4 ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化の推進

ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び中間支援組織相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の整備を図る。

5 ボランティア保険制度の周知・加入促進

ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

第2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市は、災害に備えて指定避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

第3 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- 2 要配慮者の介護及び看護補助
- 3 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- 4 清掃
- 5 炊き出し
- 6 救援物資の仕分け及び配布

- 7 消火・救助・救護活動
- 8 保健医療活動
- 9 通訳等の外国人支援活動
- 10 ボランティアのコーディネート

第6節 防災訓練の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本地域防災計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、今治海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、訓練後に評価を行い、課題を明らかにし必要に応じて体制等の改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

第1 防災訓練の実施責務又は協力

- 1 市は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行う。
- 2 市及び災害予防責任者の機関に属する職員、従業員、使用人は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- 3 住民その他関係ある団体は、市及び災害予防責任者が行う防災訓練に協力する。

第2 防災訓練の種別

1 訓練の種別

市及び各防災関係機関が実施する訓練は、次のとおりとする。

訓練の種別	時期	訓練内容	機関
総合防災訓練	毎年	風水害、火災、地震等大規模災害を想定した総合訓練	市、消防署、消防団、自主防災組織、住民
消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	〃
災害図上訓練	毎年	災害時における連絡体制、初動体制の確認や危険箇所、避難場所、避難所の確認	市、消防団、自主防災組織、住民
水防訓練	毎年	各種水防工法の実施訓練	市、消防署、消防団
非常参集訓練	毎年	災害関係課、災害担当者又は全職員の非常招集	〃
消防団教養訓練	随時	水防法、消防法、災害対策基本法、その他教養訓練、ポンプ操法、山岳遭難救助、火災防御	消防団
危険物等防災訓練	随時	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警、消防署、関係事業所

訓練の種類別	時期	訓練内容	機関
通信連絡訓練	随時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送信	市、消防署、消防団、関係機関

訓練の種類別	時期	訓練内容	機関
避難訓練	随時	幼稚園児、保育園児など、小・中学校児童・生徒及び住民等の集団避難訓練	園児・児童・生徒、住民、自主防災組織、市、消防署、消防団
災害救助訓練	随時	住民のほか要配慮者の救助訓練	自主防災組織、住民、社会福祉施設等職員、入居者、市

第3 訓練の時期

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

第4 訓練の方法

市は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて、より実践的で最も効果ある方法で訓練を行う。

なお、訓練に当たっては、次の点に重点を置くとともに、広報に努め、住民等の積極的な参加を求めて、津波ハザードマップ等を活用した津波からの避難、避難行動要支援者に対する救出・救助・自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとする。

特に、避難訓練については、あらかじめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

- 1 職員の安否確認・動員
- 2 気象情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- 3 災害時の広報
- 4 災害時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定
- 5 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- 6 避難所運営
- 7 消防、水防活動
- 8 救出・救助
- 9 道路啓開
- 10 応急復旧

第5 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第7節 業務継続計画の策定

市及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第2 市の業務継続計画

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

第8節 火災予防対策

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして火災予防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

第1 組織

1 西条市消防本部及び消防署

西条市、東予市、丹原町、小松町の2市2町が平成16年11月1日に合併したことに伴い、西条市消防本部と周桑事務組合周桑消防本部が統合され、西条市消防本部を設置するとともに東消防署及び西消防署が設置された。

西条市消防本部の組織は、資料編に掲げるとおりである。

資料編4-1 西条市消防本部の組織

2 西条市消防団

平成16年11月1日の2市2町の合併により、消防団も1団に統合され、西条市消防団となった。

西条市消防団の組織は、資料編に掲げるとおりである。

資料編4-2 西条市消防団の組織

第2 消防職員、消防団員の教育・育成

市は、消防職員、消防団員に対して消防・救助業務等に関する知識、活動技術の習得又は向上を図られるよう、定期的に教育実習を行うとともに、愛媛県消防学校への入校を推進し、より専門的な知識・技能の習得及び向上を図る。また、消防団は、消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた火災予防活動が期待されていることから、市は消防団員の確保に努め、活性化対策を積極的に推進する。

第3 消防施設の拡充強化

「消防力の整備指針」に基づき、本市の消防施設の拡充強化を図り、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立に努める。

1 機械器具の整備

消防本部・消防団の所有する機械器具の整備は、資料編に掲載のとおりである。必要とする機械器具については、計画的に整備を図る。

資料編4-4 消防力の現況

2 消防水利の整備

消防水利の現況は、資料編に掲載のとおりである。なお、消防水利の不足する地域については、順次耐震性貯水槽等の整備を図る。

資料編4-5 消防水利の現況

第4 防火思想の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確

な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、市は、要配慮者や女性を含む住民の参加による春秋2回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、定期的な防災訓練の実施などにより、防火思想の普及に努める。

第5 自主防災組織等との連携体制の整備

市は、各地区の初期消火能力を高めるため、自主防災組織等の民間団体の育成を図り、連携体制の整備に努めるものとする。

また、地域ぐるみで行う初期消火に関する訓練を次の要領で実施する。

- 1 住民参加による地域ぐるみの防火訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- 2 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

第6 火災予防

消防法第8条に定める防火管理体制と消防用設備の設置並びに西条市火災予防条例に基づく消火施設、火気施設、指定可燃物の規制、器具等の整備点検を確実に行之、火災予防の徹底を図る。

また、消防法第22条第2項の規定により愛媛県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険である場合は、市長は必要により火災警報を発令し、火災予防の万全を期する。

1 火災警報発令基準

- (1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7 m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- (2) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は、通報しないこともある。

2 火災警報解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、火災警報を解除するものとする。

3 火災警報の周知及び連絡

火災警報を発表したとき、又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県に連絡するものとする。

4 火災予警報発令時の火の使用制限

西条市火災予防条例第29条の規定に基づき、火災警報発令時には火の使用を制限するものとする。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第7 火災予防査察

消防長は、火災の予防、警戒及び鎮圧を行い、住民の生命、身体及び財産を火災から保護する

目的のため、消防法第4条及び第16条の5の規定に基づき予防査察を実施する。

査察は、西条市火災予防査察規定に基づき実施するものとする。なお、査察の種類は、次のとおりである。

1 定期査察

年間査察計画に基づき行う。

2 特別査察

消防長が特に必要と認めるときに行う。

3 緊急査察

消防関係法令の違反が認められる場合又は特に火災予防上緊急を要するときに行う。

第8 消火活動体制の構築

広報紙等を活用して、平素から火災に対処して通報、応急消火の義務、緊急自動車の優先通行の主旨を普及啓発し、消火活動について消防と一般人の一体化を図る。

第9 特殊防火対象物の警戒

危険物等貯蔵所、大量火気使用所等及び文化財等について、防火管理者の協力により特別警戒体制がとれるよう、あらかじめ協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

資料編4-6 危険物施設の現況

第9節 林野火災予防対策

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。

このため、次のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図る。

第1 林野火災予防思想の普及、啓発

住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意心を喚起する標識等により住民に注意を呼び掛けるとともに、喫煙所、吸い殻入れ等を設置する。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて住民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

第2 林野火災消防計画の確立

市長は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討の上、次の事項について林野火災消防計画を策定する。

1 特別警戒実施計画

特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。

2 消防計画

消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。

3 資機材整備計画

林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。

4 啓発運動の推進計画

山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。

5 林野火災防御訓練の実施計画

市単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

第3 林野所有（管理）者の予防対策

市は、林野所有（管理）者に対し火災防止に努めるよう指導するとともに、林野所有（管理）者は、次のような予防対策の実施を推進するものとする。

1 防火帯としての役割を加味した林道網の整備

2 防火帯、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入

3 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備

4 事業地の防火措置の明確化

5 森林法、西条市火災予防条例等の厳守

6 消防機関等との連絡方法の確立

7 林野火災多発期（12月～3月）における見回りの強化

第4 林野火災対策用資機材の整備

市及び林野所有（管理）者は、林野火災対策用資機材（トラック、全輪駆動車、工作車、チェーンソー、鋸、鍬、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

第5 県消防防災ヘリコプター等の要請

市は、大規模林野火災に対処するため、県に対して「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づく県消防防災ヘリコプターの出動要請や自衛隊ヘリコプター派遣要請による空中消火体制を確立する。

また、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、市は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

資料編8-3	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定
10-13	消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

第10節 水害・高潮災害予防対策

豪雨による河川等の氾濫及び高潮災害等の水害の発生を予防するため、危険地区の把握を行うとともに災害発生原因を制御し、災害を防除するための防災事業の実施を図る。

第1 水防危険地区の把握

本市における要水防箇所（重要水防区域）は、資料編に掲げるとおりである。

資料編5-2 重要水防区域一覧

第2 治水対策

1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域の指定を受けた場合は、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を本地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

- (1) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）
- (2) 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

その他、市町長は要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、必要な指示を行い、正当な理由がなく指示に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

2 連絡体制の整備

市は、同一水系に位置する市町と、相互に河川の状況や避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備する。

3 河川氾濫等避難情報システムの構築

指定以外の二級河川についても、河川氾濫浸水区域調査に基づきハザードマップの作成等の対策を講ずるとともに、河川氾濫等避難情報システムの構築を図る。

資料編6-14 本市における浸水想定区域の指定を受けた河川

2-7 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設一覧

2-8 要配慮者利用施設への洪水予報等の情報伝達経路図

第3 砂防対策

本市南部一帯及び西部は、石鎚山を中心とする石鎚山脈を背景に、急峻な山岳地帯となっているため、河川は急流が多く、土石流の発生が予想される溪流を多数有している。

このため、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、県に必要な土砂災害対策の実施を要請するとともに、市は警戒避難体制の確立等を推進し、集中豪雨により発生する土石流による土砂

災害の未然防止に努める。

1 ハード対策

土砂災害警戒区域等のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開するよう、県に要請する。

- (1) 保全人家30戸以上の土砂災害警戒区域等
- (2) 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する箇所
- (3) 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網が存在する箇所
- (4) 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する箇所

以上のほか、その他の箇所であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応するよう、県に働き掛けるとともに、木製ダム等の活用を図る。

2 ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

- (1) 土砂災害情報相互通報システムの活用を図る。
- (2) 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）の公表等を通じて住民への危険箇所の周知徹底を図る。
- (3) 指定された土砂災害警戒区域内の危険の周知、警戒避難体制の整備住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を推進する。
- (4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、県及び市の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施するよう努める。

ア 市の活動

県から土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、市地域防災計画において警戒区域ごとに次の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (キ) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (ク) 土砂災害警戒区域をその区域に含む場合、市は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

資料編6-11 土砂災害警戒区域等一覧

6-12 土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧

6-13 土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統

第4 高潮対策

高潮による災害は、主として台風が本市の西側を通過し、満潮と重なる場合に発生しやすいが、危険区域の実態を調査し、改修の必要性がある箇所から海岸保全事業により堤防・護岸の嵩上げ等を海岸管理者に要請していく。

また、台風時及び台風通過後等においては、海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、警戒監視を行うとともに、施設の被災状況を調査し、県に報告する。

浸水想定区域の指定を受けた場合は、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を本地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

- (1) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）
- (2) 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

第5 水防資機材の点検配備

市は、平素から水防倉庫内の水防資材を点検し、必要な資機材の調達を行うとともに、出水時に迅速に使用できるよう水防作業に便利な位置に配備しておく。

資料編5-1 水防資材一覧

第6 小型船舶の事前避難対策

- 1 船舶の所有者等に対して、台風情報等によりあらかじめ危険が察知されるときは、遭難防止のために出航を見合わせる等の措置を徹底させる。
- 2 漁業協同組合は、出漁中の事故防止のために、警報発令時における出漁中止、出漁漁船の帰

港等について、自主避難体制の確立を推進するとともに、無線通信、標識による警告等所要の対策をとる。

第11節 地盤災害予防対策

地すべり、山崩れ、崖崩れ等による災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、パトロール等を実施し、危険区域の現状把握を行い、警戒体制の整備を図る。

さらに、危険区域の住民に対しその周知を図り、警戒避難体制の確立を図る。

第1 危険地域の現状把握

本市内には、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区等が存在し、その状況は資料編に掲げるとおりであるが、危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐために、市担当班、消防団、過疎地防災情報モニター、その他自主防災組織や一般住民等の協力によって、災害発生が予想される危険区域（箇所）を巡視し、警戒する。

資料編6-1 地すべり防止区域指定箇所一覧

6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧

6-6 崩壊土砂流出危険地区一覧

6-7 山腹崩壊危険地区一覧

6-8 地すべり危険地区一覧

6-11 土砂災害警戒区域等一覧

第2 土砂災害対策

1 危険予想箇所の把握・公表

急傾斜地、丘陵等の宅地造成地、土砂採取場、採石場その他危険予想箇所について、地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び地すべり、崖崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査する。また、これら危険予想箇所については、住民にも公表し、周知を図る。

2 予防対策の指導

危険が予想される区域内の土地及び施設の所有者、管理者又は占有者に対しては、県と連携して維持管理の徹底と保安対策を講ずるよう行政指導する。

3 防災事業の実施

土砂災害警戒区域等については、関係機関と連携し危険度の高い地区から防災事業の早期実現を促進し、その他危険箇所指定の必要がある場所を確認した場合は、指定について検討し、又は県等関係機関に要請する。

4 崩壊防止工事の実施

個人の財産は個人が守ることが原則であり、このため防災工事を施工することも本来、個人の責任であるが、特別の条件下のものは国庫補助等により崩壊防止工事が実施できるので、関係団体等との連携を密にし、実施の促進を図る。

第3 土砂災害警戒区域指定時における警戒避難体制の整備

市は、県から土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定された場合、本地域防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する次の事項について定める。

1 住民への周知

土砂災害警戒区域の指定があった場合は、本地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報

の伝達方法、地域の土砂災害警戒区域等や指定避難所等に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した総合防災マップ等印刷物の配布等により住民に周知する。

2 伝達の方法

土砂災害警戒区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合は、本地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、早めの自主避難に備えた受入体制を整備するほか、真に切迫した場合は、生命を守る最低限の行動として垂直避難の選択も考慮する。

3 具体的内容

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ク 警戒区域をその区域に含む場合、市は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画の作成を求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

資料編6-12 土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧

6-13 土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統

第4 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地農業用施設の保全を図る。

第5 治山事業の実施

林地の保全に係る治山施設の積極的な設置を関係機関に要請し、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山事業の実施を関係機関に要請する。

第12節 避難対策

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

なお、避難計画の作成に当たっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図る。また、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

特に、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

さらに、市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

加えて、市は県と共に、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、本地域防災計画に定めるとともに、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図る。

また、市は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

なお、市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の借上げ、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも

配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義

指定緊急避難場所	災害から一時的、緊急的に避難する場所
指定避難所	被災者等を必要な期間滞在させるための施設

2 指定の基準

指定緊急避難場所及び指定避難所の基準

指定緊急避難場所	指定避難所
① 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。 ② 被災が想定されない安全区域内に立地していること。 ③ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。 ④ 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につきおおむね2㎡以上を目安とする。 ⑤ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。 なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。 また、災害の想定等により指定緊急避難場所を近隣市町に設ける必要が生じた場合は、近隣市町と避難先を検討する。	① 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につきおおむね5㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。 ② 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。 ③ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。 ④ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。 ⑤ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に収容できること。 なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 また、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

3 福祉避難所の指定

災害時に高齢者、障がい者等の援護が必要となる要配慮者については、市内の社会福祉施設と連携し、一時的に収容保護を行うこととするが、要配慮者が多数に及ぶときは、資料編に掲げる施設を福祉避難所として速やかに開設できるよう、必要な設備の整備やヘルパー、福祉ボランティア等の協力体制の確立を図る。

市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入

対象者を特定して公示する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

資料編2-1 指定緊急避難場所一覧

2-2 指定避難所一覧

2-4 福祉避難所一覧

第2 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市の現状を踏まえて、次の基準により避難路を選定・整備する。

なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- 1 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- 2 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 3 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- 4 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- 5 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

資料編2-9 避難路一覧

第3 避難場所、避難所、避難路の周知徹底

市は、住民等の円滑な避難のための立ち退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立ち退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

市は、県の災害情報システムと連携したスマートフォン向け避難支援アプリにより、災害時の避難を円滑にする。

第4 指定避難所の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮の上、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

- 1 防災行政無線及び衛星携帯電話等の通信機材
- 2 放送設備
- 3 照明設備（非常用発電機を含む。）
- 4 テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- 5 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 6 給水用機材
- 7 救護施設及び医療資機材
- 8 物資の集積所
- 9 仮設の小屋又はテント
- 10 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- 11 防疫用資機材
- 12 清掃用資機材
- 13 工具類
- 14 非常電源
- 15 日用品
- 16 備蓄食料及び飲料水
- 17 その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、ダンボールベッド、パーティション等

第5 避難計画の作成

市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立を図る。

また、計画作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるとともに、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

避難計画作成時の留意事項	
(1)	高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法
(2)	指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
(3)	指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法（特に要配慮者に配慮すること。）
(4)	指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
	ア 給水措置
	イ 給食措置
	ウ 毛布、寝具等の支給
	エ 衣料、生活必需品の支給
	オ 負傷者に対する応急救護
(5)	指定避難所の管理に関する事項
	ア 避難生活中の秩序保持
	イ 避難民に対する災害情報の伝達
	ウ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
	エ 避難民に対する相談業務
(6)	災害時における広報
	ア 防災行政無線放送、広報車、市メール配信システム及び緊急速報メールによる周知
	イ 避難誘導員による現地広報
	ウ 住民組織を通ずる広報

避難計画作成時の留意事項
(7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備
(8) 不特定多数の人が利用する地下道・地下駐車場等地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

第6 避難指示等に関するマニュアルの策定

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難指示等を行うため、次の事項に留意して「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等を作成する。

なお、作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害種別ごとのリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知徹底を図る。

1 対象とする災害及び地域

洪水、土砂災害等の災害種別ごとに、過去の災害や想定される災害を調査し、避難指示等を発令する対象とする災害を特定

2 避難指示等の対象とする区域

災害種別や地域ごとに、避難が必要な区域を特定

3 避難指示等の客観的な発令基準

(1) 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定

(2) 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的な発令基準を策定

(3) 国又は県に避難指示等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

(4) 避難指示等の概要

警戒レベル	行動を促す情報		住民がとるべき行動
1	警報級の可能性	・ 警報級の現象が5日先までに予想されているときその可能性 [高]、[中]の2段階の確度を付して松山气象台が発表	● 災害への心構えを高める。 ・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
2	注意報（大雨、洪水、高潮）	・ 洪水、大雨、高潮によって災害の起こるおそれがある場合に松山气象台が発表	● 自らの避難行動を確認 ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
3	高齢者等避難	・ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生するおそれがある状況	● 危険な場所から高齢者等は避難 ・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・ その他の人は立ち退き避難の準備（※1）を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害

			に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
4	避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●危険な場所から全員避難 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所（※2）」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保（※3）」を行う。 ※自宅に留まる「退避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」の行動
5	緊急安全確保	・災害が実際に発生した又は切迫した状況	●命の危険、直ちに安全確保 ・既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動

※1 立ち退き避難の準備：家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等の準備

※2 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※3 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表と同時に避難指示を発令するため、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。

(5) 土砂災害等の避難基準

警戒レベル	行動を促す情報	
3	高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
4	避難指示	・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと。） ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

5	緊急安全確保	<災害が切迫> ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 <災害発生を確認> ・土砂災害の発生が確認された場合
---	--------	---

(6) 洪水時の避難基準

警戒レベル	2	3	4	5
避難を促す情報	はん濫注意情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
加茂川	長瀬観測所の水位が3.80m（はん濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	長瀬観測所の水位が4.30m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	長瀬観測所の水位が5.10m（はん濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	当該河川において決壊や越流を確認したとき。
渦井川	飯積橋観測所の水位が2.50m（はん濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	飯積橋観測所の水位が2.70m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	飯積橋観測所の水位が2.90m（はん濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	当該河川において決壊や越流を確認したとき。
中山川	田野上方観測所の水位が1.50m（はん濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	田野上方観測所の水位が2.00m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	田野上方観測所の水位が2.20m（はん濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	当該河川において決壊や越流を確認したとき。
鞍瀬川	鞍瀬観測所の水位が3.00m（はん濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。			当該河川において決壊や越流を確認したとき。
大明神川	河之内観測所の水位が2.50m（はん濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。			当該河川において決壊や越流を確認したとき。

※ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令については、河川ごとの基準を基に、直近の気象情報や、河川巡視等からの報告を含め、総合的に判断する。

(7) 高潮の避難基準

警戒レベル	行動を促す情報	
3	高齢者等避難	・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発

		表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
4	避難指示	・高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
5	緊急安全確保	・水門、陸閘等の異常が確認された場合 ・潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域ごとに設定する潮位 <災害発生を確認> ・海岸堤防等が倒壊した場合 ・異常な越波・越流が発生した場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合

※ 避難指示等の発令については、直近の気象状況や沿岸巡視等からの報告を含め、総合的に判断する。

(8) 津波時の避難基準

津波警報等が出されたときは、次の発令基準のとおり即座に避難指示等を発令する。ただし、津波警報等の発表に先立って、津波が到達することもあることから、強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合は、速やかに避難指示等の発令を検討する。

種別	対象情報
避難指示	・大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

※ 遠地地震による津波で、愛媛県瀬戸内海沿岸津波予報区に津波注意報が発表される場合などは、沿岸地域に注意喚起を促すなど、臨機応変な対応を図るものとする。

4 避難指示等の伝達方法

- (1) 災害種別ごとの避難情報の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、警戒レベルを用いるなど対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定
- (2) 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定
- (3) 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること。

5 その他留意すべき災害特性

- (1) 想定される災害種別ごとの特性（危険性）の周知
- (2) 災害時の状況等に応じ、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等の「緊急安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること。
- (3) 同じ避難指示の対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なること。

第7 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、診療所、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- 2 義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、学校においては、避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- 3 市内の医療機関においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第8 避難マニュアルの作成支援

市は、自治会をはじめ、企業や保育所、幼稚園などの避難マニュアルの作成を支援する。

第9 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、誰もが避難所の設置や運営のノウハウを理解できるような分かりやすいマニュアルを策定するよう努める。また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

第10 洪水予報河川等への具体的な避難指示等の発令基準の策定

市は洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

第11 災害時におけるペットの救護対策

市は、国の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」及び「愛媛県災害時動物救護活動ガイドライン」に基づき、次の事項への対応策並びにマニュアルの作成を検討して災害時におけるペットの救護対策に努める。

- 1 ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- 2 ペットとの同行避難を含めた避難訓練
- 3 避難所、仮設住宅等におけるペットの受入れ、飼育に係る検討
- 4 ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援

- 5 避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受入れ
- 6 県等に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供
- 7 避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援
- 8 県等を行う動物救護活動への連携、協力、支援要請
- 9 被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供

第12 広域避難者の受入体制の整備

原子力災害等の大規模な災害が発生した場合、市は、県内市町又は都道府県域を越える被災者の広域避難の受入に係る手続を円滑に行うための体制を整備する。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、万が一、四国電力株式会社伊方発電所において、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県内市町は、県の指導の下、広域避難を実施することとされている。

市は、「愛媛県広域避難計画」に基づき、県の指導の下、原子力災害時における広域避難体制（受入れを含む。）の整備に努める。

第13節 緊急物資確保対策

第1 食料及び生活必需品等の確保

1 市の活動

市は、災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

資料編2-11 備蓄品一覧

2 食料及び生活必需品の確保・供給計画の策定

市は、災害が発生した場合、緊急物資を適切に確保・供給するため、次の措置を行う。

- (1) 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の促進
- (3) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の促進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 家庭内備蓄等の促進
- (8) 給食計画の促進

3 物資の集積所の整備

市は、災害時に他市町村から搬送されてくる救援物資の集積所を次のとおり定めている。災害時に迅速に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平素から集積スペースの確保、配分要員の指名等、必要な整備を行っておく。

資料編2-5 救援物資集積所

4 市民の活動

市民は、災害時に備え、平素から次の活動を行う。

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持ち出し品の準備
- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (5) 緊急物資の共同備蓄の推進

第2 飲料水等の確保

1 市の活動

市は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、関係機関と連携し、次の活動を行う。

- (1) 飲料水の備蓄及び給水設備等復旧資材の備蓄
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画の策定
- (3) 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材の整備及び貯水槽の設置
- (4) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備
- (5) 指定給水装置工事事業者等との協力体制の確立
- (6) 住民及び自主防災組織等に対する貯水や応急給水についての啓発
- (7) 災害時応援協定等による飲料水の供給体制の整備

資料編1-21 指定給水装置工事事業者一覧

2 市民及び自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、災害時に備え、平素から次の準備を行う。

- (1) 市民（家庭）における貯水
 - ア 貯水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）
 - イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。
- (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - イ 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川等の水は、水質検査等を実施して、市の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

第3 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、市は、県や物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

1 市の活動

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

第14節 医療救護対策

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力の下、早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

第1 実施方針

- 1 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市は西条市医師会及び市内医療機関の協力を得て実施するものとするが、市だけでは対応が困難な場合は、隣接市、県その他の関係機関の応援を得て行う。
- 2 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、状況により県に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するよう要請する。
- 3 市は、自然災害や大規模事故の発生に備え、県が策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- 4 市は、医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

第2 災害医療コーディネータの設置

- 1 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを次のとおり設置する。
 - (1) 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネータとして、災害対策本部内に統括コーディネータを置く。
 - (2) 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネータを置く。
 - (3) 市町内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、公立病院コーディネータを置く。
- 2 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行う。

災害医療コーディネータの設置一覧

区 分	二次医療圏等	病院区分	設 置 病 院 名
統括コーディネータ (県全体の医療救護活動を統括する。)	全 県	災害基幹 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コーディネータ (二次医療圏域内の医療救護活動を調整する。)	宇 摩	災害（基 幹）拠点 病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今 治		県立今治病院
	松 山		県立中央病院、松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院

区 分	二次医療圏等	病院区分	設 置 病 院 名
公立病院コーディネータ (市町内の医療救護活動を調整する。)	八幡浜・大洲	公立病院	市立八幡浜総合病院
	宇和島		市立宇和島病院
	新居浜・西条		西条市立周桑病院
	松 山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、西予市立西予市民病院
	宇和島		鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院

第3 初期医療体制の整備

1 市における初期医療体制の確立

市は、災害発生後の電話や道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、市内医療機関及び愛媛県医師会に協力を要請し、初期医療体制の確立を図る。

- (1) 救護所は、原則として地区ごとに学校等の避難者の収容人数が大きい施設に開設する。また、救護所を開設した場合は、防災行政無線等により広報を行うほか、救護所を開設した旨の標識を掲げ住民に周知する。救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 市内医療機関及び愛媛県医師会の協力により、救護班を編成する。
- (4) 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

2 救護班の種類及び編成

県は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、愛媛県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。

(1) 救護班の種類

- ア 県立病院の職員による救護班
- イ 日本赤十字社愛媛県支部所属職員による救護班
- ウ 愛媛県医師会会員による救護班
- エ 愛媛県歯科医師会会員による救護班
- オ 愛媛大学医学部附属病院、四国がんセンター、愛媛医療センター及び愛媛労災病院の職員による救護班
- カ 公的医療機関の職員による救護班

(2) 救護班の編成

救護班の編成単位は、おおむね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体が別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、招集連

絡方法を定めておく。

第4 後方医療体制等の整備

- 1 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するため、救護病院等を選定するとともに、災害時における広域的な地域医療の拠点として災害拠点病院を、また災害基幹拠点病院を指定している。

区 分	指 定 基 準
救 護 病 院	全ての病院を選定
救 護 診 療 所	旧町村の区域で病院がなく、かつ、公立の診療所がある場合に1か所程度選定
災 害 拠 点 病 院	二次医療圏ごとに1か所（松山圏域にあっては2か所）指定
災 害 基 幹 拠 点 病 院	県内に1か所指定

- 2 救護病院等は、災害が発生した際に速やかに救護班を派遣できる体制を整備する。
- 3 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に努める。
- 4 救護病院等は、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性向上に配慮するとともに、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄に努める。
- 5 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、衛星電話等の通信手段の確保をはじめ、災害医療コーディネータが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

資料編2-16 医療機関一覧

第5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

第6 難病患者等の状況把握

市は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

第7 医薬品、医療資機材等の確保

市は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

第8 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

市は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

第9 市民及び自主防災組織が実施すべき事項

- 1 市民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対

応できる医薬品等の準備に努める。

2 市民は、献血者登録に協力する。

第15節 防疫・衛生体制の整備

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、災害時における防疫活動が迅速にできるよう、市の行う消毒方法及び清潔方法、住民が行う防疫及び保健活動の指導方法等の防疫実施計画を作成しておく。

第1 実施体制

1 防疫班の編成

防疫については、知事又は西条保健所長の指示、指導により実施する。

2 仮設トイレの備蓄

上水道の供給が不能となる場合に備えて、仮設トイレの備蓄を検討し、また、調達体制の整備を図る。

3 防疫実施計画の策定

一時的に大量に発生するごみ又はがれきの処理の仮置場や避難所等、優先して防疫措置の必要な箇所を想定した防疫実施計画を立案するとともに、事前に策定する計画については、発生する季節ごとに重要事項を整理する。

第2 防疫用薬品等の調達

防疫用薬品については、日常から備蓄に努めるとともに、調達先業者の把握を行っておく。

第3 住民への指導

避難所又は各家庭においては、被災者による衛生対策が重要となるため、被災者自身が行うトイレ、ごみ置場等における衛生対策について事前に留意事項の整理を行う。

第16節 保健衛生活動体制の整備

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

第1 情報収集体制の整備

市は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

第2 保健衛生活動に関する体制整備

市は、発災後迅速に保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第17節 要配慮者の支援対策

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に自ら避難することが困難な、避難行動要支援者の避難支援に必要な名簿等の作成について定め、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、西条市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。

また、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテルを借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、本地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市は、本地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、平常時から避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。このため、市では、あらかじめ制度の仕組みや内容について広報や地域での説明会を行い、地域住民等の理解を求めるものとする。

名簿への登録について、自主防災組織（自治会）及び民生委員・児童委員等はお互いに協力の上、地域において支援が必要な人を把握し、名簿への登録を直接働き掛ける。登録に際しては、避難支援等関係者に個人情報を開示することについて避難行動要支援者から同意を得る。

登録を希望する避難行動要支援者本人又は代理人は、個別避難計画を、自主防災組織（自治会）及び民生委員・児童委員を通じて、市に提出するものとする。

避難行動要支援者は、個別避難計画に、支援を受けるために必要な氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項などの個人情報を記載して、市長に提出するものとする。

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

1 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難支援プランの対象者となる避難行動要支援者の範囲は、災害時等において自ら避難することが困難な者で、地域の支援を必要とする次のいずれかに該当する者（生活の基盤が自宅にある者）をいう。

- (1) 身体障がい者であって、肢体不自由の障がいの程度が1級、2級又は3級（下肢が不自由な者に限る。）、視覚障がいの程度が1級から3級まで又は聴覚障がいの程度が2級の者
 - (2) 知的障がい者であって、その障がいの程度がA判定の者
 - (3) 精神障がい者であって、その障がいの程度が1級の者
 - (4) 75歳以上の独居高齢者又は75歳以上の高齢者のみの世帯の者
 - (5) 要介護認定3以上を受けている者
 - (6) その他特に必要があると認める状態にある者
- 2 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標、作成の進め方
- (1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

要介護3～5の者、身体障害者手帳1級、2級又は3級（下肢が不自由な者に限る。）を所持する身体障がい者や重度以上と判定された知的障がい者及び医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命に関わる者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、その他特に必要があると認める状態にある者
 - (2) 個別避難計画の作成目標

上記に該当する者については、地域の実情を踏まえながら令和3年5月の災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）の施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むよう努める。
 - (3) 作成の進め方

防災担当部局や福祉担当部局等の庁内の関係部署や、福祉専門職、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、福祉事業者、社会福祉協議会等の庁外の組織とも連携を図り、個別避難計画の作成を行う。
- 3 避難支援等関係者となる者
- 避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る活動実態を把握し、地域の実情に応じて避難支援等関係者を決定する。その際、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決定する。また、避難支援等関係者となり得る者をより多く確保するため、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ることとする。
- なお、個別避難計画に記載されている避難支援等実施者が、避難支援等の実施にあたれない場合も想定されるため、このような場合も含めて個別避難計画の活用方法をあらかじめ決めておくこととする。
- 4 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 市においては、個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報が必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を要請する。
- 5 個別避難計画の更新に関する事項
- 避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努める。また、避難行動要支援者名簿を毎年度1回

（4月1日を基準日）更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

6 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

個別避難計画情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課すことにより秘密保持を図ることとしているが、個別避難計画情報を受け取る団体についても、個別避難計画情報を取り扱う職員を必要最小限に限定するなど、個別避難計画情報の管理に関し組織単位で適切な措置を講ずることが求められる。

また、市は、個別避難計画情報の提供を受ける者に対し、これらの者が適正な情報管理を図るよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

本編第2章第12節「避難対策」に定めた「避難指示等の客観的な発令基準」において、高齢者等避難等を、災害時に適時適切に発令し、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるよう努める。

また、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、多様な手段（防災行政無線、緊急速報メール、市広報車、消防団による広報、電話、FAX、携帯電話、市ホームページ等）を活用して情報伝達を行う。

8 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

第2 避難体制の確立

(1) 避難行動要支援者名簿の活用

市は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達、避難支援・安否確認の体制整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講ずるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿の適切な管理に努める。

(2) 個別避難計画の活用

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(3) 避難支援体制

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(4) 地区防災計画との整合性

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(5) 避難行動要支援者の移送等

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(6) 要配慮者への配慮

指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講ずるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

資料編2-1、2-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第3 福祉避難所の整備

災害時に高齢者、障がい者等の援護が必要となる避難行動要支援者を一時収容できるよう、社会福祉施設管理者と協力等について協議しておく。

また、状況によっては、次の施設を福祉避難所として開設できるよう、必要な設備の整備に努める。

資料編2-4 福祉避難所一覧

第4 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

訓練には、要配慮者が参加できるよう環境の整備を推進するとともに、要配慮者救助訓練を行う。

第5 避難行動要支援者の措置

避難行動要支援者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装備、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。

第6 社会福祉等施設管理者の活動

1 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

2 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

3 防災教育・訓練の充実

市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

4 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第18節 広域応援体制の整備

市は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するとともに、緊急消防援助隊等受援計画を定めるなど具体的な受援活動を実施できる体制の整備を進める。

県及び市町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第1 応援協定締結状況

市は、資料編に掲載の消防相互応援協定等を締結している。

資料編8 協定等

第2 協定の充実等

1 協定内容の見直し

市は、締結している応援協定内容を適宜見直し、内容の充実を図る。

2 防災訓練等の実施

平常時から協定を締結している関係機関との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。

3 協定締結の推進

市は、近隣市町、民間事業者等と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村、民間事業者等との相互応援協定の締結についても検討を進める。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、国土交通省及び協定締結市町等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておく。

2 受入体制の整備

他市町村等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、経営戦略部及び消防本部は日頃から管内地図や消防水利位置図等を準備しておくとともに、応援部隊との連絡責任者を定めておくなど、受入体制の整備を図る。

資料編1-27 災害対策用機械事務所別配置表（国土交通省）

1-28 災害対策用機械の自治体等支援における出動手続フロー

第4 近隣の市町等との協力体制

避難者の受入れや物資供給などで協力できるように、日頃から情報共有できる体制づくりに努める。

資料編2-6 愛媛県広域防災拠点

第5 受援計画の運用

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、西条市災害時受援計画（令和4年西条市策定。以下「受援計画」という。）に基づき、受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市は、訓練等を通じて受援計画の実効性を高めるとともに、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

なお、受援計画は、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行う。

第19節 ライフライン災害予防対策

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を来すとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、通信サービス等のライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、市及び関係機関は次の事業を実施する。

第1 水道施設（環境部）

市は、災害による水道施設の被害を軽減するため、次の措置を行う。

- 1 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段の整備
- 2 水道施設間の連絡管等の整備促進
- 3 他の市町や民間企業等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制の整備
- 4 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄のほか、その調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備

第2 下水道施設（環境部）

市は、災害による市街地での浸水防除を図るとともに、災害時においても下水道の機能維持を図るため、次の措置を行う。

- 1 雨水ポンプ場及び雨水管渠の整備促進
- 2 既設の雨水ポンプ場及び雨水管渠の点検・清掃
- 3 雨水の流出量を抑制する雨水浸透・遊水池等の整備
- 4 緊急時に備えた維持管理業者も含めた連絡体制の整備
- 5 災害時における民間企業等からの協力体制の整備
- 6 停電や落雷による汚水マンホールポンプ施設での揚水機能の停止に備えた可搬式の自家発電設備・ポンプの確保

なお、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

第3 電力施設（四国電力送配電株式会社）

四国電力送配電株式会社は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

なお、市は災害時に電源を確保し、災害からの復旧を加速させるために、船舶から電源を供給するシステムの導入に努める。

1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

3 電気事故の防止

(1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るた

め、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

(2) 電気事故防止 P R

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、市民に対し必要な広報活動を行う。

4 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

5 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

第4 ガス施設

L Pガス事業者は、災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日常から定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進する。また、L Pガス利用家庭に対し、次の措置をとる。

1 ガス事故防止のため、ガス漏れ警報機、各種安全装置付き機器の普及を図る。

2 利用者に対し、災害時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

資料編1-26 L Pガス販売業者一覧

第5 電信電話施設 (西日本電信電話株式会社)

西日本電信電話株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

1 防災体制の確立

(1) 防災対策組織の編成

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保する。

(2) 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、県及び市町その他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

(3) ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

2 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害の発生又は発生のおそれがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、県や市等が主催する総

合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

3 電気通信設備等に対する防災対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

ア 洪水、高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

ウ 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 通信ケーブルの地中化を推進する。

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロール（通信制限）を行い、電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

5 災害対策用機器及び車両の配備

(1) 通信の全面途絶地域、避難場所等との通信を確保するため、衛星通信無線車や災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。

(2) 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として非常用交換装置を広域配備する。

(3) 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。

(4) 所外通信設備が被災した場合、応急用措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

第6 廃棄物処理施設

1 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

2 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第20節 公共土木施設等の災害予防対策

道路、海岸、河川、港湾、漁港等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、各施設管理者は、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

第1 道路施設等の整備

1 緊急輸送道路の確保

道路交通の確保は、大規模災害発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施する上で必要不可欠である。

市においては、本節「第6 建築物災害対策」に掲げる防災活動拠点を結ぶ道路は特に重要となるため、関係機関と連携をとり、前記道路及びそれにつながる市道の改良整備を促進し、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化を図る。

2 定期点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的の実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

3 施設の補強・整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

4 道路通行規制の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

資料編3-13 緊急輸送道路一覧

第2 河川管理施設

1 河川管理施設の確保

河川管理者は、豪雨等による河川堤防の決壊防止に配慮した河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

2 定期点検等の実施

河川管理者は、防災点検を定期的の実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。また、堤防等の構造等に関する情報を整理する。

3 施設の補強・整備

河川管理者は、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第3 海岸保全施設

市は、海岸線の実態や堤防等の構造を調査、情報を整理し、老朽化した施設や堤防、護岸等の嵩上げの必要な箇所、高潮により被害が発生する危険性の高い地域において、海岸保全施設の耐震化等の整備を順次行うよう海岸管理者に要請する。

第4 港湾・漁港施設

1 港湾施設

本市の港湾は、愛媛県が管理する重要港湾東予港を有し、臨海部に立地する工場の原材料及び製品の輸移出入や、阪神地域とのフェリーによる人・物の移出入を中心に、工業・産業活動及び地域の物流を支える拠点となっている。また、災害時における避難や救援物資の運搬等に利用できる重要な役割をもつ施設である。

このため、風水害が発生した場合の被害の拡大防止と、既存施設の安全性を把握するため、関係機関・団体と協力して施設等の点検を計画的に実施し、その結果に基づき緊急性の高い箇所から防災対策を実施する。

また、近年の高波被害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化する。

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工の設置を検討する。

2 漁港施設

漁港漁村において、暴風、高潮等による被害を防ぎ、また、避難・救援を迅速かつ適切に行えるよう、漁港施設、避難路、避難広場等の整備を計画的に行い、災害に強い漁港漁村づくりを推進する。

また、災害時の海からの緊急輸送の確保及び漁船の海上災害予防のため必要な漁港施設の整備を図るとともに、防災上重要な施設の点検整備、漁船の海難防止、漁家及び一般住民の防災意識の普及等の実施又は指導を行う。

第5 農地、農林業施設

市及びその他の施設管理者は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて農地、農林業施設、老朽ため池の危険箇所や用水路、樋門等の構造の把握に努めるとともに、施設の管理、点検等の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次設計基準に基づき、必要に応じて耐震構造とした設計で整備促進を図る。

資料編6-9 ため池（防災重点農業用ため池）一覧

第6 建築物災害対策

1 防災活動拠点の整備等

(1) 防災活動拠点の指定

市は、大規模災害時に応急対策活動の拠点となる次の施設を市の活動拠点として位置付け、必要な整備を計画的かつ効率的に実施する。

市の防災活動拠点

- 災害対策活動拠点 ⇒ 西条市役所、西部支所、各サービスセンター
- 避難拠点 ⇒ 指定緊急避難場所、指定避難所
- 福祉避難拠点 ⇒ 各福祉センター、各地域交流センター
- 物資備蓄拠点 ⇒ 各地区の物資備蓄施設
- 救援物資集積拠点 ⇒ 西条西部体育館、ひうち体育館、ビバ・スポルティアSAIJO、西条市民公園
- 物資輸送活動拠点 ⇒ 各港湾・漁港、飛行場外臨時離着陸場
- 医療活動拠点 ⇒ 各保健センター
- 消防活動拠点 ⇒ 消防本部、消防署、消防団詰所

資料編2-1、2-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

2-11 備蓄品一覧

2-17 飛行場外離着陸場一覧

(2) 防災活動拠点の整備

ア 耐震化の推進

防災活動拠点施設について計画的に耐震診断を実施し、その調査結果を基に補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

イ 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

ウ 連絡手段の構築

災害時に防災活動拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、災害対策活動拠点に防災専用電話を設置するとともに、各防災活動拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の配備を推進する。また、災害時優先電話の登録等を推進する。

資料編3-1 災害時優先電話一覧

2 災害危険区域等の建築物への措置

市は、風水害等による建築物の被害を予防するため、次の措置を講ずる。

- (1) 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。
- (2) 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。

また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。

- (3) 土砂災害警戒区域等の指定を行い、住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
- (4) 県の助言等に従って、土砂災害警戒区域等の情報の周知を図るとともに、避難方法、指定避難場所などの警戒避難体制の整備を推進する。
- (5) 水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者

又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。）

ウ 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

(6) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができ、必要に応じて、その区域内における行為に対して必要な助言又は勧告をする。

(7) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

(8) 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(9) 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。

(10) 市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(11) 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第21節 危険物等災害予防対策

火薬類、高圧ガスや石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進する。

第1 予防査察等の強化

西条市消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の販売所及び貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

資料編4-6 危険物施設の現況

第2 予防教育の徹底

西条市消防本部は、次の事項を行う。

- 1 危険物の販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- 2 関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させることなどを指導する。

第3 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係保安団体及び事業所等との合同防災訓練を実施する。

第2節 海上災害予防対策

海上における災害を予防するため、市は、県、他市町及び国の機関と連携し、災害の予防措置を実施する。

第1 市、県等関係機関の活動

市、県、西条警察署、西条西警察署、西条市消防本部及び第六管区海上保安本部今治海上保安部は、互いに連携を図りながら、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関相互の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて関係機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

2 訓練の実施

単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

3 防災思想の普及及び高揚

単独又は合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や住民に対する防災思想の普及・高揚に努める。

4 資機材等の整備

市は、海上災害発生時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油防除資機材等の整備に努めるとともに、調達体制の確立を図る。

第2 東予地区排出油等防除協議会の活動

東予地区排出油等防除協議会は、今治海上保安部の指導の下、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から他の排出油等防除協議会と情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互に緊密な協力体制の確立及び防災能力の維持・向上に努める。

2 流出油防除資機材及び通信機器等の整備

会員は、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材及び防災行政無線の整備促進に努める。

3 訓練の実施

大規模な海上流出油等の災害を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

資料編1-18 東予地区排出油等防除協議会会則

第23節 資材・機材等の点検整備

市で保有している災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう常時点検整備を行う。

第1 点検整備を要する資材・機材

点検整備を要する資材・機材はおおむね次に掲げるとおりであるが、市は計画的な備蓄・整備に努め、また、不足するものについては、調達できる体制を構築しておく。

- 1 水防用備蓄資材、機材
- 2 食料及び飲料水
- 3 衣料等生活必需品
- 4 医薬品及び医療器具
- 5 防疫用薬剤及び用具
- 6 通信機材
- 7 災害対策用資機材
- 8 油災害対策用資機材
- 9 給水用資機材
- 10 消防用資機材
- 11 その他水道、通信施設等復旧に必要な資機材

第2 実施主体又は実施時期

点検整備は、保有する機関（課等）がそれぞれ行うものとし、定期的な点検とともに、訓練時、災害発生時等使用する時期に合わせて行う。

飲料水、食料等保存期限のあるものについては、保存期限を考慮し、訓練に使用するなどして、確実に更新を行う。

第3 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

- 1 資材・機材
 - (1) 規格ごとの数量の確認、不良品の取替え
 - (2) 薬剤等については、効果の測定
 - (3) その他必要な事項
- 2 機械類
 - (1) 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替え
 - (2) 機能試験の実施
 - (3) その他必要な事項

第4 留意事項

- 1 実施結果は、記録しておく。
- 2 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講ずる。
- 3 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講ずる。

第24節 情報通信システムの整備

市は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平素から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るとともに、情報収集・連絡体制の整備に努める。

特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、デジタル技術の活用に取り組むものとする。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

第1 市の通信手段・方法の現状

本市において利用可能な通信手段・方法は、次のとおりである。

- 1 県防災通信システム（地上系、衛星系）
- 2 市防災行政無線（移動系）
- 3 市防災行政無線（同報系）
- 4 市ホームページ
- 5 一般加入電話（防災専用電話・災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。）
- 6 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）
- 7 市メール配信システム及び緊急速報メール

資料編3-1 災害時優先電話一覧

第2 情報収集・連絡体制の整備

市は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

- 1 防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、情報連絡体制の運用管理に努める。
- 2 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- 3 アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- 4 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。
- 5 防災専用電話の整備に努める。
- 6 市民への情報提供用として、携帯電話等を活用したメール配信システムの整備に努める。

第3 通信施設の整備

市は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

- 1 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- 2 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。

3 高潮や浸水が予想される地域にある施設、また、津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への移設等必要な措置を講ずる。

4 被災者等への情報伝達手段として、市防災行政無線の同報系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置する。

第4 災害時優先電話の周知徹底

市は、災害時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、資料編に掲載のとおり、あらかじめ西日本電信電話株式会社に災害時優先電話として登録してある。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

- 1 「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- 2 災害時には、当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

資料編3-1 災害時優先電話一覧

第5 職員参集システムの整備

勤務時間外に災害が発生した場合に、より迅速、確実な初動体制を確立するため、携帯電話等の活用による職員参集システムの整備を図る。

第6 防災関係機関相互の連携体制

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第7 各種情報システムデータのバックアップ保管

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

第25節 孤立地区対策

平成16年の一連の台風災害や新潟県中越地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。このため、市は、孤立するおそれのある地区に過疎地防災情報モニターを置き、市防災行政無線、衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

市は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。

第1 孤立予想地域の事前把握

市は、災害時に孤立が予想される地域を事前に調査し、実態の把握に努める。

また、予想される地域に過疎地防災情報モニターを置くものとする。

第2 孤立の危険性に関する住民への周知

市は、孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

第3 通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、市防災行政無線の整備、消防無線や衛星携帯電話の配備に努めるとともに、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

資料編3-3 衛星携帯電話を利用した孤立地区対策連絡網

第4 緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急救出手段の整備を推進する。

資料編2-17 飛行場外離着陸場一覧

第5 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の指示の実施基準等を検討しておく。

第6 食料等の備蓄の推進

市は、防災倉庫、総合福祉センター、西部支所及び各サービスセンターに物資を備蓄しているが、孤立を想定した食料等の備蓄を推進する。

資料編2-11 備蓄品一覧

第26節 災害復旧・復興への備え

災害後、速やかな災害復旧・復興を果たすために、平常時からの備えや複合災害への備え、各種データの整備、保全を推進する。

第1 平常時からの備え

市は、県と連携し、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

1 民間事業者等との協定締結の推進

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

市は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、愛媛県男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

2 人材確保体制の整備

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

3 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第2 複合災害への備え

市をはじめ防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影

響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

1 複合災害対応計画の策定

市をはじめ防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

2 訓練の実施

市をはじめ防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3 災害廃棄物の発生への対応

市は、県と共に、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、市は県と共に、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

市は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努めるものとする。

第4 各種データの整備保全

1 各種データの総合的な整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項の情報システムの保全について整備する。

- (1) 戸籍
- (2) 住民基本台帳
- (3) 地籍
- (4) 建築物
- (5) 権利関係
- (6) 施設
- (7) 地下埋設物等情報及び測量図面
- (8) 情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備

2 データバックアップの実施

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

市をはじめ公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製

を別途保存するよう努める。

第5 罹災証明書の交付体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する（西条市被災者支援システム）。

第3章 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害に遭うこととなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、当該計画に基づき迅速かつ的確な活動体制の下、災害応急対策に万全を期する。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講ずる。

第1節 各機関応急措置の概要

市、県及び関係機関が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

第1 市のとるべき措置

- 1 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- 2 気象に関する予警報の周知徹底
- 3 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- 4 高齢者等避難、避難指示、災害発生情報の発令、緊急安全確保措置の指示及び被災住民の収容並びに指示等の県に対する報告
- 5 消防団に対する出動命令又は警察官、海上保安官に対する出動要請
- 6 警戒区域の設定と避難措置
- 7 避難所の開設・運営
- 8 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
- 9 救援物資の配付
- 10 被災者避難収容施設の供与
- 11 応急文教対策の実施
- 12 被災箇所の応急復旧
- 13 水難救護法による遭難船舶の救護
- 14 適切な管理のなされていない空き家等に対する緊急安全確保措置の実施
- 15 その他応急対策の実施

第2 県のとるべき措置

- 1 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- 2 市町、関係機関からの災害発生等の報告受理
- 3 被害状況の把握及び情報の収集
- 4 関係機関への被害状況の通報
- 5 関係機関との応急対策の協議・調整
- 6 放送機関への緊急放送要請

- 7 自衛隊の災害派遣要請
- 8 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- 9 緊急援護備蓄物資の供給
- 10 救援物資の調達、輸送
- 11 応急仮設住宅の建設
- 12 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- 13 応急文教対策の実施
- 14 被災地の警備、交通の確保及び規制
- 15 人心安定のための広報
- 16 被災地の応急復旧
- 17 その他応急対策の実施

第3 市民のとりべき措置

- 1 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の本庁、西部支所、警察官、海上保安官及び消防機関への通報
- 2 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- 3 救援隊の救助作業に対する協力
- 4 安全地域への避難（高齢者、障がい者、幼児、傷病人等要配慮者を優先）

第4 関係機関のとりべき措置

- 1 災害情報の県、市等に対する通報
- 2 救援隊等の派遣、救助、資機材配付等の県、市に対する要請
- 3 県、市等の要請に基づく救援の実施
- 4 応急復旧作業の実施

第2節 防災組織及び編成

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。なお、活動体制は、必要に応じ、災害時業務のカテゴリーごとに班を再編したチーム制を導入することとし、活動体制組織図及び事務分掌は、資料編のとおりとする。

第1 西条市災害対策本部

市内に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うため、市長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び西条市災害対策本部条例（平成16年条例第16号）の定めるところにより、直ちに西条市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置するものとし、その運用については、おおむね次のとおりとする。

1 市対策本部の設置基準

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発表されたときで、市長が必要と認める場合
- (2) 市内に災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合において、災害対策を総合的かつ統一的に実施する必要があると認められる場合

2 市対策本部の廃止基準

- (1) 予想される災害の発生がないとき。
- (2) 災害応急対策措置が完了したとき。

3 市対策本部設置及び廃止の公表

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各 チ ー ム	庁内放送、口頭、電話、電子メール、市防災行政無線	危機管理監
西 部 支 所 各サービスセンター	電話、電子メール、市防災行政無線	危機管理監
西 条 市 消 防 本 部	電話、電子メール、市防災行政無線	危機管理監
西 条 市 消 防 団	電話、FAX、電子メール	消防長
一 般 市 民	市ホームページ、報道機関	危機管理監
県 東 予 地 方 局	県防災通信システム、電話、FAX、電子メールその他迅速な方法	危機管理監
西 条 警 察 署 西 条 西 警 察 署	電話、FAX	危機管理監
報 道 機 関	口頭、電話、FAX、Lアラート（災害情報共有システム）	危機管理監

4 市対策本部の設置場所

市対策本部の設置場所は、市庁舎新館5階災害対策本部室とするが、庁舎の被災状況やその他の事情に応じて、消防本部庁舎、西消防署庁舎、西部支所、各サービスセンター庁舎、その他本部長が指定する施設の順に代替場所を選定する。本部室には、「西条市災害対策本部」の標示をする。

5 市対策本部の分担任務

(1) 本部長

市長を市災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、市対策本部の事務を総括し、各チームを指揮監督する。また、必要に応じて過去に災害対応業務に従事した職員

を災害対策本部等の応援職員として初動対応業務に従事させる。

(2) 副本部長

副市長を市災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) チーム長

ア 市対策本部にチームを置き、各チームにチーム長を置く。

イ チーム長は、本部長の命を受け、チームに属する応急対策を掌理し、所属のチーム員を指揮監督する。

(4) 副チーム長

ア チームに必要な応じ副チーム長を置く。

イ 副チーム長は、チーム長を補佐し、チーム長に事故があるときは、その職務を代理する。

(5) チーム員

各チームに属する職員は、当該チーム員としてチーム長の命を受けて応急対策に当たる。

(6) 本部連絡員

ア 本部室に、原則として本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、各チーム長がそれぞれ所管チーム員のうちから指名する者をもって充てる。

ウ 本部連絡員は、各チームの災害に関する情報及び応急対策の実施状況を市対策本部に報告するとともに、市対策本部からの連絡事項を各チームに伝達する。

(7) 情報統括責任者

ア 各チームに、原則として情報統括責任者を置く。

イ 情報統括責任者は、各チーム長がそれぞれ所管チーム員のうちから指名する者をもって充てる。

ウ 情報統括責任者は、各チームの災害に関する情報及び応急対策の実施状況を本部連絡員に報告するとともに、本部連絡員からの連絡事項をチームに伝達する。

6 事務局

(1) 市対策本部に事務局を置く。

(2) 事務局に事務局長を置き、危機管理監をもってこれに充てる。

(3) 事務局職員は、危機管理班、総務班、動員班、広報班、秘書班、施設管理班、情報班職員をもってこれに充てる。

7 市長の職務代理者の決定

市長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定め、市長が事故や不在時等の非常時には、定めた順位により市対策本部の設置を命令し、又は指揮をとる。

第1順位 副市長

第2順位 危機管理監

第3順位 消防長

8 本部会議の開催

本部長は、本部会議開催の必要を認めるときは、本部事務局長（危機管理監）に指示して直ちに招集し、市の応急対策活動等の基本的事項について協議する。本部会議は、西条市災害対

策本部組織図に掲げる本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部員で構成する。

また、必要に応じてプレスルームを市対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

資料編1-6 西条市災害対策本部組織図（災害時・平常時）

9 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。
- (3) 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。
- (4) 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (5) 県現地災害対策本部との連携

大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が市内に設置された場合は、市対策本部は、県の現地災害対策本部と連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

第2 市対策本部の組織及び事務分掌

1 市対策本部が所掌する主な事務は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
- (3) 災害予防及び災害応急対策の実施又は住民の混乱防止に必要な広報
- (4) 消防、水防その他の応急措置
- (5) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (6) 施設及び設備の応急復旧
- (7) 防疫その他の保健衛生
- (8) 高齢者等避難、避難指示の発令、緊急安全確保措置の指示
- (9) 緊急輸送の実施
- (10) 被災者に対する食料、飲料水、日用品及び医薬品等の確保、供給
- (11) 県災害対策本部への報告、要請
- (12) 県災害対策本部との災害応急対策の連携
- (13) 防災関係機関に対する、資料・情報の提供等の協力要請
- (14) 自主防災組織との連携及び指導
- (15) ボランティア等への支援

なお、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

資料編1-6 西条市災害対策本部組織図（災害時・平常時）

西条市災害対策本部事務分掌

2 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

- (1) 消防本部及び消防署

- ア 被害状況等の情報の収集と伝達
- イ 消火活動、水防活動及び救助活動
- ウ 地域住民等への避難情報の伝達
- エ 火災予防の広報
- (2) 消防団
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
 - ウ 避難場所の安全確保及び避難路の確保
 - エ 地域住民等の避難場所への誘導
 - オ 危険区域からの避難の確認
 - カ 自主防災組織との連携、指導、支援

第3 災害時の配備体制

市対策本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。非常配備の種別、内容等の基準は、次による。

なお、各チーム長は、配備基準に基づき配備計画をたて、これをチーム員に徹底しなければならない。

資料編1-7 災害対策本部配備基準

- 1 第1配備下の体制
 - (1) 危機管理監は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、副市長に報告するとともに、関係課等に連絡する。
 - (2) 副市長は、必要に応じ関係部等の長から情報を聴取して、当該情勢に対応する措置を検討し、必要があると認めるときは市長に報告し、市対策本部の設置を協議する。
- 2 第2配備下の体制
 - (1) 本部長は、直ちに市対策本部を設置する。
 - (2) 各チーム長は、分掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。
 - (3) 各チーム長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
 - ア 災害の現況についてチーム員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
 - イ 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。
- 3 第3配備下の体制

第3配備が指令された場合、各チーム長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況は随時事務局長（危機管理監）を通じ本部長に報告する。
- 4 非常配備の開始及び解除

各チームの非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。
- 5 各配備体制における動員体制は、資料編のとおりとする。

資料編1-8 災害対策本部動員体制

第4 本部職員の腕章等

本部長、副本部長、チーム長、副チーム長その他チーム員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、腕章を帯用する。

資料編1-9 災害対策本部の腕章及び標旗

第5 職員動員計画

1 市対策本部を設置した場合の職員の動員は、「第3 災害時の配備体制」に定める配備基準に基づいて本部長が決定する。

2 本部職員の動員方法

(1) 本部長の配備体制の決定に基づき総務チーム長から各チーム等の長にその旨を通知し、各チーム等の長はチーム員に連絡し動員する。

(2) 招集は、庁内放送、市メール配信システム、電話、市防災行政無線、電子メール、連絡員等の方法により速やかに通知する。

消防団員の動員は、市メール配信システムのほか、消防本部あるいは消防署から電話、市防災行政無線、FAX等により招集する。

(3) 伝達の際には、次の事項を明確に伝える。

ア 配備体制の種類

イ 市対策本部設置又は招集の時間

ウ 市対策本部の位置

(4) 各チーム長は、配備状況について、総務チーム長を通じて本部長に報告する。

3 動員の伝達系統

(1) 市職員

職員の動員は、市長の配備体制の決定に基づき次の系統で伝達して行う。

ア 勤務時間内における伝達

(ア) 災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合、総務チーム長は、市長の決定した配備体制について各チーム等の長に伝達するとともに、庁内放送、市メール配信システム等によりこれを徹底する。

(イ) 各チーム等の長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員を所定の場所に配備し、事務又は業務に従事させる。

イ 勤務時間外、休日における伝達及び配備

(ア) 消防本部又は本庁宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は市民からの通報等により災害発生が予想されるときは、直ちに危機管理監に連絡する。危機管理監は、市長（本部長）、副市長（副本部長）にその旨を報告し、配備体制の指示を受けた場合には、総務チーム長から各チーム等の長に、各チーム等の長は各所属職員に伝達する。

(イ) 各チーム等の長は、各チーム等に非常連絡員を置き勤務時間外の指令の伝達に当たらせ、所属職員への周知徹底を図る。

(ウ) 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、配備基準及び状況に応じて登庁する。

(エ) 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、

又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁し、所属長の指示を受ける。

- (オ) その他の職員は、近隣地域の被害状況の収集や被災者の救助、避難行動要支援者の保護など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁し、配備体制につく。ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの指定避難収容施設に参集し、応急活動に従事する。この場合、その旨を所属チーム等の長に報告する。

資料編1-10 職員及び消防団員の招集体制

(2) 消防団

消防団の動員は、市長の配備体制の決定に基づき、消防長を通じて消防団長が動員する。

4 職員の動員が不十分な場合（緊急対策班の編成）

- (1) 職員の参集率が低く各チームで十分な人員を確保できないときは、各チームの事務分掌にかかわらず、順次参集した職員により班を編成する。

- (2) 緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。

ア 災害状況収集、広報関係

- (ア) 市防災行政無線、広報車による住民への呼び掛け
- (イ) 県、警察署等防災関係機関との連絡
- (ウ) 消防団、自主防災組織その他住民組織との連絡
- (エ) 被害調査班の編成
- (オ) 問合せ電話への対応（報道機関、一般）

イ 市対策本部の設置

- (ア) 本部の設置と関係機関への周知
- (イ) 必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、ヘルメット、腕章等）の準備
- (ウ) 本部会議に関する準備、連絡
- (エ) 広域応援要請の検討、決定

ウ 避難所及び救護所の設置

- (ア) 避難所の開設
- (イ) 住民の避難状況の確認
- (ウ) 救護所の設置と救護班の派遣要請

エ 食料、物資の供給

- (ア) 備蓄物資の放出
- (イ) 関係団体、業者への調達手配
- (ウ) 他市町、県への応援要請

オ 水道、トイレ対策

- (ア) 上下水道の被害状況調査
- (イ) 上下水道の応急復旧
- (ウ) 被災者への給水

（エ） 仮設トイレの確保、設置

第6 職員の応援

各チームにおける災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、事務局に職員の応援を要請するものとする。総務チームは、本部会議で決定された応援方針に基づき余裕のあるチームのうちから適当なチームを決定し通知する。

なお、市対策本部内における応援でなお不足するときにあつては、県に対して東予地方局を通じて職員の応援又は派遣を要請する。

第3節 通信連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市は防災関係機関及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実に行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

第1 通信連絡手段

1 関係機関及び住民との連絡手段

市 ⇄ 県	電話、県防災通信システム、FAX、電子メール
市 ⇄ 西条市消防本部	電話、市防災行政無線、電子メール、FAX
市 ⇄ 西条警察署	電話、FAX
市 ⇄ 西条西警察署	電話、FAX
市 ⇄ 消防団	電話、FAX、市防災行政無線
市 ⇄ 住民（自主防災組織）	市防災行政無線、広報車、ホームページ、ケーブルテレビ、電話（一般加入・携帯・衛星携帯）、市メール配信システム
市庁 ⇄ 西部支所、各サービスセンター	電話、市防災行政無線
市 ⇄ 老人福祉施設等（※）	電話、FAX、電子メール

※ 浸水想定区域内で高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

資料編3-11 災害時の情報通報系統図

2 市保有通信施設

本市において保有する通信施設は次のとおりであり、保有するあらゆる通信手段を用いて、通信の確保に努める。

- (1) 県防災通信システム
- (2) 市防災行政無線（同報系）
- (3) 市防災行政無線（移動系）
- (4) 一般加入電話（防災専用電話・災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。）
- (5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- (6) 県防災通信システム
- (7) 市メール配信システム

資料編3-4 市移動系防災行政無線一覧

3 公衆通信設備の優先利用

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに備えて、平素から最寄りの西日本電信電話株式会社支店・営業所に要請し、「災害時優先電話」の指定を受けておく。

なお、災害時優先電話については、災害時に機能を発揮するために、発信専用電話として利用するものであることを、危機管理チームは市職員のほか設置機関に対して周知する。

資料編3-1 災害時優先電話一覧

4 他機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第57条、第61条の3、第79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、使用できる他の機関の通信設備は、次のとおりである。

- (1) 警察通信設備
- (2) 国土交通省無線設備
- (3) 鉄道通信設備
- (4) 電力通信設備
- (5) 自衛隊通信設備

5 非常通信の利用

災害対策基本法に基づく各防災機関は、電波法第52条、同74条の規定により無線局を開設している者に対し非常通信を依頼することができる。

6 放送の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難指示を発令及び緊急安全確保措置を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者に放送を要請することができる。

市長は、原則として知事を通じて放送を要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は直接市長が要請する。

(1) 放送要請事項

- ア 市の地域の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

放送を要請する場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

7 インターネットの利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難情報を発令及び緊急安全確保措置を指示する場合において、緊急を要し特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続により、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

第2 孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、かつ、徒歩による連絡が困難な孤立地域が発生したときは、市長は、東予地方局を通じて県消防防災ヘリコプター(必要により自衛隊、県警察本部)による航空偵察の要請を依頼し被災状況等を把握するとともに、当該集落との通信連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備え、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

- (1) 孤立状況の把握
- (2) 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保
- (3) 孤立時における緊急救出手段の確保(ヘリコプター、バイク)
- (4) 孤立地域に対する集団避難の指示の検討
- (5) 緊急支援物資の確保・搬送
- (6) 県を通じ、自衛隊、県警察本部等の航空偵察の要請

第3 情報の収集・伝達手段の応急復旧

災害による通信機能の低下を最小限にとどめ早急な機能の回復を図るため、情報の収集・伝達手段については、迅速に応急復旧のための体制を確立する。

第4 アマチュア無線通信施設又は携帯電話の活用

災害により通信連絡が困難となった場合には、市内アマチュア無線局の協力を求め、通信の確保を図る。また、各職員が保有している携帯電話についても通信手段の一つとして活用する。

第4節 災害情報の報告

市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達する。

第1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、災害通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに東予地方局を通じ県へ連絡する。

ただし、県へ連絡できない場合は、直接消防庁へ連絡するものとするが、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

災害通報が殺到している状況を覚知した場合は、その状況を直ちに県及び消防庁へ連絡する。

第2 情報活動における連携強化

1 消防、警察等との連携

情報の収集及び伝達は、市対策本部と東予地方局の各相互間のルートを基本として、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携の下に行う。

2 警察官の派遣要請

情報活動の連携強化のため、必要に応じて市対策本部又は西部支所に警察官の派遣を要請する。

第3 被害状況等に関する情報の収集

市対策本部は、災害による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

1 自主防災組織等を通じた収集

各地区における初期の情報収集は、自主防災組織等に協力を求めて実施する。

2 被害調査班による収集

災害が発生したときは、直ちに消防団によって被害調査班を編成し、被害状況の調査を実施する。必要に応じて、職員を地域に派遣し、情報収集に当たる。

3 警戒パトロールの実施

災害危険箇所については、関係課職員及び消防団員により警戒パトロールを行う。

4 参集時の被害状況等の収集

職員は、参集途上において被害の発生するおそれがある箇所又は被害状況等の情報を収集し、参集後、直ちに所属長に報告する。

5 参集不能時の措置

甚大な被害を受け、市対策本部への参集が困難な職員は自宅待機させ、自宅、最寄りの指定避難収容施設周辺等の情報収集に当たらせる。

6 市が収集すべき災害発生直後からその後の段階の災害情報

災害が発生した直後に収集する情報、その後に収集する情報は、おおむね次のとおりである。

災 害 発 生 直 後		そ の 後 の 段 階
1 人命危険の有無及び人的被害の発生状況		1 被害状況
2 家屋等建物の被害状況		2 避難指示の発令若しくは緊急安全確保措置の指示又は警戒区域の設定状況
3 土砂災害等の発生状況及び危険性		3 避難所の開設状況
4 洪水又は高潮の発生状況及び危険性		4 住民の避難生活状況
5 避難の必要の有無及び避難の状況	⇒	5 食料、飲料水、生活必需物資の供給状況
6 住民の動向		6 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況
7 道路、橋梁及び交通機関の被害状況		7 医療機関の活動状況
8 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況		8 救護所の設置及び活動状況
9 その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項		9 傷病者の収容状況
		10 道路、橋梁及び交通機関の復旧状況

7 ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合、市長は、東予地方局を通じて県、県警察、今治海上保安部、自衛隊及びヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

- (1) 崖崩れ、洪水、高潮等の状況
- (2) 火災発生場所、延焼の状況
- (3) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (4) 建築物の被害状況（概括）
- (5) 公共機関及び施設の被害状況
- (6) 住民の動静、その他

8 県等への応援要請

被害が甚大で、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

9 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。

10 災害情報の取りまとめ

各チームで収集した情報は、各チーム長に集約し、危機管理監が取りまとめ、本部長に報告

するほか、東予地方局を通じ県に報告する。

第4 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システムをはじめ多様な通信手段で行う。

また、住民への伝達は、防災行政無線、緊急速報メール、市メール配信システム、市ホームページ、ケーブルテレビ、広報車等の情報伝達手段を活用するほか、自主防災組織等の協力を得て行う。

状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

第5 報告及び要請事項の処理

1 報告責任者

県への災害状況の報告は、危機管理監が行う。

2 県へ報告すべき災害の範囲

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するとき。
- (2) 市が対策本部を設置したとき。
- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告する必要があると認められるとき。
- (4) その他特に県から報告の指示をされたとき。

3 県災害対策本部に対する報告及び要請

- (1) 市対策本部は、被害状況のほか、要請事項や市の災害応急対策実施状況、対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市は第一報後も引き続き報告を行う。

資料編4-3 消防庁の報告先

(2) 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

ア 県防災通信システム

イ 電話

ウ インターネット

(3) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市が災害を覚知したとき直ちに即報する。

なお、報告に当たっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告」(様式1)に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告」(様式2の1、2の2)に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号に付して、報告時刻を明らかにする。

また、報告に当たっては、西条警察署及び西条西警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

なお、報告の基準については、資料編の「災害の被害認定基準」による。

ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「中間報告・最終報告」(様式2の1、2の2)により行う。

エ その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市は直ちに報告する。

(ア) 市対策本部を設置又は解散したとき。

(イ) 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。

(ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、緊急安全確保措置の指示を行ったとき。

(4) 報告様式

「災害発生報告」(様式1)、「中間報告・最終報告」(様式2の1、2の2)は、資料編に掲載の「災害情報報告様式」による。

資料編10-1 災害情報報告様式

11-3 災害の被害認定基準

第6 大規模災害時における市の行政機能の確保状況の把握

大規模災害時(震度6弱以上の地震が発生した場合等)市における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、市は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、県に報告するものとする。なお、県から総務省市町村課へは、FAXにより報告するものとする。

総務省市町村課 FAX 03-5253-5592

第7 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異常現象を発見した者は、市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

第5節 広報活動

市は、県及び防災関係機関と連携を密にして、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を図るため、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

第1 広報責任者

危機管理チームが市ホームページへの掲載、臨時広報紙の発行等により、住民への広報を行う。

第2 広報内容

市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接な関係にある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、住民における第一義的な広報機関として、本章第4節「災害情報の報告」第3に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- 1 市対策本部の設置
- 2 災害の概況及び被災状況
- 3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- 4 避難場所及び避難所の指示
- 5 電気、ガス、水道、下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- 6 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- 7 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- 8 防疫に関する事項
- 9 医療救護所の開設状況
- 10 被災者等の安否情報
- 11 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- 12 自主防災組織に対する活動実施要請
- 13 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- 14 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- 15 災害復旧の見込み
- 16 被災者生活支援に関する情報

第3 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる広報媒体（防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、市ホームページ、市消防・防災facebook、広報紙等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- 1 ケーブルテレビ等による広報
- 2 広報車による広報

- 3 報道機関を通じた広報
- 4 広報紙やチラシの掲示、配布
- 5 広域避難所への広報班の派遣
- 6 自主防災組織を通じた連絡
- 7 総合案内所、相談所の開設
- 8 インターネット（市ホームページ）、携帯電話等を活用した情報提供

第4 市民が必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

1 情報源と主な情報内容

- (1) ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット
市長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- (2) 緊急速報メール、市メール配信システム、ケーブルテレビ、広報車
主として市内の情報、指示、指導等
- (3) 自主防災組織を通じた連絡
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (4) サイレン等
ダムの放流、河川の増水、火災発生の通報
- (5) 市ホームページ、市消防・防災facebook、Lアラート（災害情報共有システム）
各種警報、避難情報等の発令状況、被害情報、道路情報等

第5 風水害に関する警報等の伝達

市は、伝達を受けた警報等を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

第6 広聴活動

市は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、本庁舎、西部支所、各サービスセンター又は避難所に広報担当者等職員を派遣するなどして相談窓口等を開設する。

第7 一時市外避難者への広報

一時市外避難者については、総務班に避難先を届け出てもらい、直接郵送する等の方法により、市の施設等の広報を行う。

第8 広報資料（写真）の収集

報告、記録、陳情用としての資料（写真）を収集する。ただし、交通途絶等により、写真班を現地に派遣できない場合は、あらかじめ当該地域の自主防災組織等に撮影等の協力を依頼する。

第9 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から問合せがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第6節 災害救助法の適用

一定規模以上の災害に際して、応急的な災害救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施し、市長が補助する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、本部長（市長）は知事に代わって実施する。

また、知事の権限に属する事務の一部の実施を通知された場合は、通知された事項について、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

第2 適用基準

市は、次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認める場合は、直ちにその状況を記して知事に報告する。

なお、災害救助法による救助は、市の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ、現に救助を要する状態にあるときに実施される。

1 基準1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、下表に示す世帯数以上に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
104,791人（令和2年国勢調査）	100世帯

2 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

滅失世帯数が前記1の基準に達しないが、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上で、市の滅失世帯が下表に示す世帯数以上に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
104,791人（令和2年国勢調査）	50世帯

3 基準3号（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）

被害世帯数が前記1又は2の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合であって、市の被害世帯数が多数であるとき。

4 基準4号（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）

当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

5 基準5号（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

第3 被害世帯数の換算基準

- 1 住家の全壊、全焼又は流失は、1世帯をもって滅失1世帯とする。
- 2 住家が半壊又は半焼の場合は、2世帯をもって滅失1世帯に換算する。
- 3 住家の床上浸水は、3世帯をもって滅失1世帯に換算する。

第4 適用手続

- 1 市長は、市内における災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ち

にその旨を知事に報告する。

- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第5 救助項目及び実施期間

救助項目及び実施期間は、次のとおりである。

救 助 項 目	実 施 期 間	計画記載箇所（全て第3章）
避難所の開設及び収容	7 日以内	第 7 節 避難活動
炊き出しその他食品の給与	7 日以内	第 15 節 食料及び生活必需品等の確保・供給
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10 日以内	第 15 節 食料及び生活必需品等の確保・供給
飲料水の供給	7 日以内	第 16 節 飲料水の確保・供給
応急仮設住宅の給与	20 日以内着工	第 23 節 応急住宅対策
住宅の応急修理	1 か月以内完了	第 23 節 応急住宅対策
医療、助産	医療：14 日以内 助産：7 日以内 ※実施期間の起算日は、助産は分べんの日、その他は災害発生日	第 17 節 医療救護活動
災害にかかった者の救出	3 日以内	第 13 節 人命救助活動
遺体の搜索、処理、埋葬	各 10 日以内	第 14 節 遺体の搜索・処理・埋葬
障害物の除去	10 日以内	第 21 節 障害物の除去
応急救助のための輸送	救助項目ごとの救助期間中	第 8 節 緊急輸送活動
応急救助のための賃金職員等雇上げ	救助項目ごとの救助期間中	第 25 節 応援協力活動
学用品の給与	教科書 1 か月以内 文房具等 15 日以内	第 33 節 応急教育活動

資料編11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第7節 避難活動

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、住民の避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

第1 避難の情報

市長は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示等を行う。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

1 避難指示等の発令基準

避難の指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

高 齢 者 等 避 難 (警戒レベル3)	避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき。なお、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
避 難 指 示 (警戒レベル4)	暴風の来襲、断続的な大雨により災害が発生し、又は発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。 土砂災害警戒情報が発表されるなど土砂災害の危険が強まってきたとき。 水位周知河川等の水位が氾濫危険水位を突破し、増水が予想され洪水等の危険が強まってきたとき。 高潮による浸水害の危険が強まってきたとき
緊 急 安 全 確 保 (警戒レベル5)	既に災害が発生しているときに可能な範囲で発令

※ 避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき、必要と認める地域の居住者等に対し、緊急安全確保に関する措置を指示する。

なお、市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、災害発生情報の提供について、河川管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

2 避難指示等の実施責任者

災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防

止するため必要があると認めるときは、実施責任者は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示を発令する。

なお、市長は、関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するとともに、その際には、要配慮者についても十分配慮する。

資料編1-11 避難指示等の実施責任者及び実施内容一覧

3 避難情報の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

4 避難情報の伝達方法

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、市は直ちに当該地域住民に対して、防災行政無線、広報車等実状に即したあらゆる方法による呼び掛けを実施するほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら、周知徹底を図る。

また、避難情報の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営業者等に協力を求める。

さらに、市町は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。

なお、市長はこれらの指示等を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

市は、帰宅困難者や旅行者に対する災害・避難情報の提供に努める。

なお、必要に応じ報道機関による広報について協力を要請する。

- (2) 市は、避難のための立ち退きを指示したときは、直ちに立ち退き指示等の理由、地域名、世帯数、人員、立ち退き先等を東予地方局を通じて県に報告するとともに、西条警察署長及び西条西警察署長に通報する。
- (3) 市は、避難の必要がなくなったときは、直ちに公示し、東予地方局を通じて県に報告するとともに、西条警察署長及び西条西警察署長に通報する。

5 Lアラート（災害情報共有システム）による災害関連情報の提供

- (1) 市は、地域住民に迅速かつ効率的に情報を提供するため、避難指示などの避難情報及び避難所の開設情報をLアラート（災害情報共有システム）に発信する。
- (2) 放送機関等は、これらの情報を受信し、テレビ、ラジオ又はホームページ等により住民への情報伝達を行う。（放送機関等によって、伝達手段・対応が異なる。）

なお、NHK松山放送局では、Lアラート（災害情報共有システム）から受信した避難情報及び避難所開設情報を、NHK総合テレビのデータ放送でも提供することとしている。

第2 避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員、消防団員又は警察官の誘導の下、行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

1 避難指示等が発令された要避難地区で避難する場合

- (1) 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。
- (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織を挙げて救出・救護・消火・情報収集を行う。
- (3) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定緊急避難場所、指定避難所へ避難する。
- (4) 指定緊急避難場所等へ避難した住民等は、当該場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、消防団員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、他の安全な避難場所へ避難する。

2 その他の任意避難地区で避難する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

3 避難誘導

避難誘導については、次の点に留意して行う。

- (1) 避難誘導は、市職員、消防団員、警察官等が当たり、自主防災組織等の協力を得て行うものとするが、できるだけ各地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導に当たっては極力安全と統制を図る。

なお、避難誘導に当たって、高齢者、障がい者等の要配慮者については、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、西条市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、優先的に避難誘導を行う。

- (2) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努め、特に夜間は照明を確保し、また、浸水地等には必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。

4 携行品の制限

避難誘導者は、住民に対して避難立ち退きに当たっての携行品を最小限度（現金、貴重品、印鑑、食料、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオなど）に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

5 避難道路の確保

市は、避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれ

のある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

6 避難者の確認

- (1) 避難の指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立ち退きの遅れた者などの有無の確認に努め、発見した場合は救出する。
- (2) 避難指示（緊急）等に従わず要避難地にとどまる者に対しては、できる限り説得に努めるものとするが、なお説得に応じず、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

7 移送の方法

避難は、避難者各自が行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両、船舶等により行う。

8 広域避難

被災地が広域で、市単独では措置できないような場合、市長は、県災害対策本部に対し避難者移送（避難のための移送）を要請する。

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

第3 警戒区域の設定

住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 警戒区域の設定権者

資料編1-12 警戒区域の設定権者一覧

2 規制の内容及び実施方法

- (1) 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、立入りの制限、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- (2) 市長、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 注意事項

- (1) 市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて市の職員に委任することができる。
- (2) 警察官、海上保安官又は自衛官が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を市長に通知する。
- (3) 警戒区域内への立入禁止、当該住民の退去措置等の方法については、警察、消防等関係機関と協議して定めておく。
- (4) 実際に警戒区域を設定した場合は、縄張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておく。

第4 指定避難所の設置及び避難生活

市は収容を必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び指定避難所の施設管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講ずる。受入れに当たっては、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。

また、指定避難所の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

1 指定避難所の開設

避難が必要になった場合、被災者支援チーム長は直ちに職員を派遣して指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講ずる。開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

なお、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

資料編2-1、2-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

2 避難生活及び設置場所

(1) 避難生活者

指定避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

(2) 指定避難所の安全確認

指定避難所開設に先立って、指定避難所や指定避難所へ至る経路が安全であるかどうか指

定避難所管理職員が確認を行う。

(3) 指定避難所の設置場所

指定避難所は、市が指定した小・中学校、公民館等の公共施設とするが、必要に応じて、指定避難所以外の施設等についても災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として活用する。

また、適当な施設がないときは、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を借り上げて開設する。

(4) 指定避難所の開設

指定避難所の開設に当たっては、指定避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により開設する。

ア 市が指定した公民館や山際の市管理施設

イ 市が指定した小・中学校等施設

ウ その他市が指定した市管理施設

エ 管理者の同意を得て開設する市指定避難所以外の施設

(5) 福祉避難所の設置及び開設

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。

資料編2-4 福祉避難所一覧

3 設置期間

市長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

4 指定避難所の運営

市は、自主防災組織や指定避難所の施設管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て指定避難所を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(1) 指定避難所管理職員の派遣等

指定避難所を開設し避難者を収容したときは、指定避難所管理・運営担当の市職員を配置し、避難住民との連絡に当たらせる。

(2) 避難状況の把握

指定避難所管理職員は、避難住民の人数等避難状況について速やかに把握し、市対策本部へ連絡する。

(3) 給食、給水、生活必需品その他の物資の供給

収容人数等を速やかに把握し、高齢者等の人数など収容実態に応じて備蓄物資又は必要な物資等を調達し、避難者に支給する。

なお、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部に依頼する。

(4) 負傷者に対する医療救護

負傷者数、負傷の程度を把握して応急救護を行うとともに、必要により医療機関へ搬送し、救護所の設置を行う。

(5) 要配慮者への保健福祉サービスの提供

市は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入れも図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な要配慮者に対しては福祉避難所への移送に努める。

5 指定避難所運営上の配慮及び協力

(1) 指定避難所の運営は、関係機関の協力の下、市が適切に行う。避難生活の運営に当たっては、要配慮者等に配慮する。

(2) 市は、指定避難所ごとに収容されている避難者の状況を早期に把握し、指定避難所における生活環境に注意を払うとともに、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 自主防災組織及びボランティア団体等は、指定避難所の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、避難者が自主的に秩序ある避難生活が送れるよう努める。

(5) 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(6) 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。

(7) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペア巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

(8) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(9) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所の早期解消に努める。

(10) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）

を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。

- (11) 指定避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (12) 指定避難所の運営に当たっては、指定避難所で生活する避難者だけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。
- (13) 県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

第5 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）」等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害時のマニュアルを日頃から定めておく。また、指定避難所等を指定する市の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- 1 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- 2 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- 3 保護者、地域、関係機関との連携
- 4 防災上必要な設備等の整備及び点検
- 5 災害時の連絡体制の確立と周知
- 6 適切な応急手当のための準備
- 7 指定緊急避難場所等の確認
- 8 登校・下校対策
- 9 児童生徒等の学校待機の基準と引渡しの方法

第6 避難状況の報告

市は、指定避難所等を開設した場合、速やかに、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、次の事項について東予地方局を経由して県をはじめ警察署など関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

- 1 指定避難所等開設の日時及び場所

- 2 箇所数及び収容人員（指定避難所等ごと）
- 3 開設期間の見込み

第7 広域避難の要請又は受入れ

1 広域避難の調整手続等

(1) 県内市町間における広域避難の要請又は受入れ

市域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、被災者の受入れについて、他の市町長に協議することができ、協議を受けた市町は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れることとなっている。この場合、県に対し、受入先市町の選定や紹介などの調整を要請する。

(2) 都道府県域を越える広域避難の要請又は受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、県は、被災市町からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町を支援することとなっている。

市は、県に対し、県外避難受入先市町村の選定や紹介などの調整を要請する。

(3) 原子力災害時における広域避難の受入れ

市は、「愛媛県広域避難計画」に基づき、広域避難者の受入体制を整え、西予市及び内子町からの広域避難者の受入れを行う。

なお、広域避難者の受入れについても、原則として本章本節に定めるところにより、指定避難所等の設置等を行う。

2 広域避難者への支援

(1) 所在地等の情報把握

広域避難を実施した場合、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

市は、県と連携の下、避難された方々の情報等を把握するとともに、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

(2) 住宅等の滞在施設の提供

市は、公共施設等受入体制を補完するために、県と連携の下、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第8 災害救助法に基づく措置基準

指定避難所等設置における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第8節 緊急輸送活動

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

第1 実施体制

- 市は、被災者及び災害応急対策要員の移送並びに災害救助応急対策用資機材の輸送を行う。
なお、道路交通が可能な限り自動車輸送によるが、道路の遮断等で航空輸送又は船舶等によることが適当なときはその方法による。
- 市は、運送業者とあらかじめ緊急輸送に関する協定の締結などにより、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定めるとともに、車両や燃料等の調達先を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- 市において輸送の処理ができない場合は、東予地方局を通じ、車両その他の確保又は輸送移送について、県災害対策本部に対し応援等の要請を行う。

第2 輸送対象等

1 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、次のものである。

- (1) 災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者
- (2) 医療（助産）救護を必要とする者
- (3) 医療品、医療資機材
- (4) 食料、飲料水等の救護用物資
- (5) 応急復旧資機材
- (6) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 緊急輸送の段階別対応

輸送活動を行うに当たっては、①人命の安全確保、②災害の拡大防止、③災害応急対策の順に円滑な実施に配慮する。

第1段階 (被災直後)	災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品、災害の拡大防止等の初期活動に必要な人材、資機材等を中心に輸送を行う。
第2段階 (被災後1～6日程度の間)	第1段階の輸送を続行するとともに、緊急処置を必要とする負傷者、食料等生命の維持に必要な緊急物資等の輸送を行う。
第3段階 (被災後7日目程度以降)	第2段階の輸送を続行するとともに、災害復旧に必要な人員、資機材、生活必需品等の大量輸送を行う。

第3 車両による輸送

1 車両の確保

災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合以外は、市対策本部所有の車両により迅速確実に輸送を行う。また、市対策本部所有の車両で不足する場合は、公共的団体、輸送業者等に対し車両の借上げ等を要請し、輸送の確保を図る。

市対策本部各チームは、災害輸送のため、車両等の借上げを要するときは、応急復旧チーム

に車両等確保の要請をする。

車両確保等の要請を受けた応急復旧チームは、輸送の緊急度、輸送条件、市対策本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。

2 燃料の確保

市対策本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、市内業者等を把握しておくとともに、必要により協定の締結等を推進する。

第4 船舶等による輸送

道路が被災し通行不能となり陸上輸送により難しい場合で、船舶等による輸送が効果的な場合には、海運関係業者に要請し船舶等による輸送を行う。

市内に借り上げる船舶等が不足する場合は、直ちに県又は隣接市町に依頼する。

第5 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇上げ、人力による輸送を行う。労務の確保は、本章第25節「応援協力活動」による。

第6 ヘリコプターによる輸送

地上輸送が全て不可能な場合は、県消防防災ヘリコプター又は、県ドクターヘリの出動を要請し、又は県を通じて自衛隊の災害派遣出動の要請を要求し、空中輸送を行う。

市内のヘリポート適地は、資料編に掲載のとおりである。市は、孤立地区を中心とした臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

資料編2-17 飛行場外離着陸場一覧

第7 物資の一時集積場所の指定

災害が大規模である場合は、市における調達物資又は救援物資は大量となることが予想されるため、市内の施設を物資の一時集積場所と定め、応急復旧チームを中心とする職員又はボランティア等の協力を得て、物資の仕分け、配送を行う。

資料編2-5 救援物資集積所

第8 緊急輸送道路

災害時には、市役所庁舎、西部支所、各サービスセンター、ヘリポート及び指定避難所等の活動拠点を結ぶ道路は特に重要となる。

市は、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう、東予地方局建設部等と連携し、又は市内建設業者に応援を要請して、市の防災活動拠点間を結ぶ道路を優先して啓開を行い、緊急輸送道路の確保を図る。

資料編1-20 愛媛県建設業協会西条支部事業者一覧

3-13 緊急輸送道路一覧

第9 記録等

車両、船舶、賃金職員等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備保管しておく。

1 輸送記録簿

- 2 輸送関係支払証拠書類
- 3 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- 4 修繕費支払簿

第10 応援要請

市は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、東予地方局を経由して県に対し調達、あっせんを要請する。

応援要請時の明示事項

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 輸送区間及び借上げ期間 | ③ 車両等の種類及び台数 |
| ② 輸送人員又は輸送量 | ④ 集結場所及び日時 |

第11 災害救助法に基づく措置基準

応急救助のための輸送費等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第9節 交通応急対策活動

災害時に交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

第1 陸上交通

1 交通規制措置

災害により道路損壊等が発生し、又は予想される場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、西条警察署、西条西警察署及び道路管理者等は、緊密な連携の下被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

2 交通規制の実施責任者

実施責任者の区分は、資料編のとおりである。

資料編3-14 交通規制実施責任者及び実施範囲一覧

3 道路、橋梁の危険箇所の把握

応急復旧チームを中心に消防団、自主防災組織の協力により、被害調査又は危険箇所の巡視警戒を行い、道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握する。

4 応急対策の実施

- (1) 道路の破損、決壊その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、速やかに西条警察署及び西条西警察署に連絡し二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行禁止、制限又は迂回等の応急対策を講ずる。
- (2) 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するとともに、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止することとしている。
- (3) 市は、西条警察署及び西条西警察署と緊密に相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

5 緊急交通路確保のための交通規制

(1) 交通規制の実施

実施責任者の区分は、資料編のとおりである。

資料編3-15 緊急時の交通規制内容一覧

(2) 路上放置車両等に対する措置

ア 県警察：県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

イ 自衛隊：災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

ウ 消防吏員：消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

エ 道路管理者等（道路管理者、港湾及び漁港管理者）：道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

6 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

市は、早急に被害状況を把握し、市内建設業者等の協力を得て、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行うこととし、（一社）愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、応急復旧等の代行を国土交通省に要請する。

(3) 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じて西条警察署、西条西警察署、市消防本部、自衛隊等と協力して所要の措置をとる（本章第21節「障害物の除去」参照）。

(4) 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合又は大規模な対策を必要とするときは、東予地方局を通じて県に自衛隊の派遣を要請して応急復旧を図る。

自衛隊の派遣要請は、本章第27節「自衛隊災害派遣要請の要求等」による。

(5) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(6) 警察官等の措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとる

ためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

7 道路占用工作物の保全対策

道路占用工作物（電力、通信、水道、下水道その他）等に被害を発見した場合又は被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全対策を要請し、道路の保全を図る。

8 緊急通行車両の確認申請等

緊急輸送に当たっては、知事又は公安委員会から発行される標章及び証明書を掲示又は携帯させて、迅速な緊急輸送を行う。

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

市は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求め、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

資料編3-16 標章及び証明書

(2) 緊急通行車両の確認事務

ア 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務について、知事に対しては県防災危機管理課、公安委員会に対しては警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行われる。

イ 確認の手續の効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

このため、市は、市有車両のうち災害時に緊急通行車両として使用することが決定している車両については、事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておく。

9 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

第2 海上交通

1 海上交通の規制

(1) 今治海上保安部は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止する。

(2) 今治海上保安部は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。

(3) 今治海上保安部は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

2 海上交通確保の措置

(1) 情報の収集

市は、今治海上保安部等防災関係機関と相互に連携し、警報や海洋汚染、漂流物等の情報を収集するとともに、管理する港湾や漁港について、漁業協同組合等の協力を求め、施設の被害状況について情報の収集を行う。

(2) 港湾施設等の応急措置

市は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずるほか、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに連携し、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

(3) 海上交通の規制・整理

市は、海難船舶、危険物の流出や流出した木材等が船舶交通に支障がある場合には、今治海上保安部及び港湾管理者に対し船舶交通の規制や整理・指導を要請する。

(4) 海上自衛隊等に対する応援要請

市は、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のため措置の実施等、海上交通の確保のため必要があると認めるときは、県に対し海上自衛隊及び今治海上保安部の応援要請を要求する。

第10節 孤立地区に対する支援活動

市は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握の上、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

第1 孤立地区の把握

市は、孤立予想地区に対して、一般加入電話、衛星携帯電話、市防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努める。

第2 外部との通信手段の確保

衛星携帯電話、防災行政無線等を活用し、外部との通信の確保を図る。

第3 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、災害時の天候等を考慮して、県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

資料編2-17 飛行場外離着陸場一覧

第4 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の指示の実施について、県等関係機関と検討する。

第5 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防団等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

第6 緊急支援物資の確保・搬送

市は、直ちに備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、市のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町に緊急支援物資の調達・あっせん、また、搬送手段の支援を要請する。

資料編2-11 備蓄品一覧

第7 航空偵察の要請

市は県を通じ、自衛隊、県警察本部等への航空偵察の要請をする。

第11節 消防活動

火災は一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、住民や自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、市、消防機関は、他の機関等との連携を図りながら、その全機能を挙げて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

第1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、次の基本方針により消防活動を行う。

1 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

2 人命救助の最優先

消防署及び消防団は、西条市消防計画の定めるところにより、人命救助を最優先にした消防活動を行う。

第2 消防機関の活動

1 市消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

市内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市対策本部、西条警察署及び西条西警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの被災及び使用可能状況

オ 救急・救助活動時の要救助者の状況

カ 医療機関の被災状況及び負傷者の受入状況

(2) 消防活動の留意事項

次の事項に留意して消防活動を行う。

ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

イ 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

エ 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設

等の消防活動を優先して行う。

オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

カ 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

2 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮の下、消火活動等を行う。

(1) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

(2) 避難誘導

避難の指示が出された場合に、これを自主防災組織及び地域住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

(3) 救急救助活動

市消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、市内医療機関等へ搬送を行う。重傷者等が発生した場合は、市消防本部と連携し、県で定めた拠点病院等への搬送を行う。

資料編2-16 医療機関一覧

第3 消防活動の応援要請

1 県内の消防応援

市長又は消防長は、火災が発生し、市の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難な場合、又は困難が予想される規模の場合には、火災の態様、動向等を的確に判断し、速やかに県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

(1) 近隣市町間の消防相互応援協力に基づくもの

市の消防力のみでは災害の防御が困難であるが、近隣市町等の応援を得て対応できる場合は、市町間の消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。

(2) 東予広域消防相互応援協定に基づくもの

東予地区の他の消防機関の個別の応援を得て対応できるものは、「東予広域消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

(3) 愛媛県消防広域相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下の全市町、全消防事務組合で締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

なお、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

資料編8-2 愛媛県消防広域相互応援協定

8-4 東予広域消防相互応援協定書

2 他県への応援要請

市長は、災害の状況により消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。

- (1) 災害の状況及び応援要請の理由
- (2) 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等
- (3) 応援部隊の進入経路及び集結場所
- (4) 指揮体制及び無線運用体制
- (5) その他必要事項

3 県消防防災ヘリコプターの活用

火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対して消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請する。

出動要請に関する必要事項については、本章第33節「消防防災ヘリコプターの出動要請」に定めるところによる。

第4 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 火災拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。
- (2) 西条警察署、西条西警察署、市消防本部に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 事業所内への立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第5 自主防災組織の活動

1 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、消火栓等を活用して初期消火に努める。

2 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

第6 市民の活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。また、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

第7 大規模火災発生時の応急活動

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- 1 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。
- 2 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- 3 火災の規模が大きく、市で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援を要請する。
- 4 火災の規模、被害状況等から、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- 5 負傷者が発生した場合は、市内医療機関等で救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- 6 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第8 林野火災の応急活動

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- 1 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- 2 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- 3 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、速やかに消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携をとり水利等の確保を行う。
- 4 火災の規模が大きく、市で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援を要請する。
- 5 火災の規模、被害状況等から自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- 6 負傷者が発生した場合は、市内医療機関等で救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- 7 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第12節 水防活動

洪水や高潮による災害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

第1 水防組織

水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、別に定める「西条市水防計画」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、大雨・洪水・津波又は高潮等に関する警報を受けたときから、これらの危険が解消するまでの間、必要のあるときは市庁舎新館5階災害対策本部室に災害警戒本部を設置する。

2 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織の概要は、資料編のとおりである。

資料編1-6 西条市災害対策本部組織図（災害時・平常時）

3 水防要員の配備

災害警戒本部の要員配備は、予想される災害規模に即応した人員配備を行うものとし、その配備区分は別に定める「西条市水防計画」に定めるところとする。ただし、西条市災害対策本部条例に定める災害対策本部が設置された場合は、災害警戒本部はその組織に編入される。

第2 水防倉庫及び資機材

市は、各水防倉庫に水防資機材を備蓄しているが、定期的に点検し、必要な資機材を備え付けるよう努める。

資料編5-1 水防資材一覧

第3 水防活動

1 市の水防活動

災害警戒本部は、東予地方局建設部から水防に関する通報を受けたときは、「西条市水防計画」の定めるところによりその状況に応じ万全の体制を敷くとともに、次の場合、直ちに東予地方局建設部に通知する。

- (1) 消防団が水防のために出動したとき。
- (2) 堤防等に異状を発見したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 応援を求める場合
- (5) 立退避難を指示したとき。
- (6) 災害警戒本部を設置したとき。

2 消防団の出動

水防管理者（市長）は、次に示す基準により、消防団の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、西条市消防団に出動準備をさせる。

ア 河川の水位が消防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が

予想されるとき。

イ 豪雨等により破堤、漏水、崖崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

ウ 気象予報、水防警報等により、洪水、高潮等の危険が予想されるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合、西条市消防団を出動させる。

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。

イ 潮位が異状を示し、高潮のおそれがあるとき。

ウ 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。

エ その他気象予報、水防警報等により消防団の出動を要すると認められるとき。

3 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、関係河川、海岸堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させるとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに東予地方局建設部に通知する。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異状を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに東予地方局建設部に報告するとともに水防作業を開始する。

4 警戒区域の設定

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防法第21条の規定により、水防活動上緊急を要する場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域から退去を命じることができる。なお、水防法第21条第2項の規定により、水防機関又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、同項に規定するものの職権を行うことができる。

5 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要と認めるときは、西条警察署長及び西条西警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

6 水位、潮位、雨量等の観測

(1) 水位、潮位の観測

水防管理者は、知事からの水防に関する指示又は気象台からの気象通報に基づき、巡視・警戒を行い、危険が予想される場合は、必要に応じて巡視員を増員し、水位・潮位の監視を十分に行い、状況を逐次県水防本部に報告する。

(2) 雨量観測

水防管理者は、避難指示発令等の判断基準に達するほどの雨量が予想される場合には、頻繁に観測を行い、状況に応じ県水防本部に連絡するとともに、住民への周知等必要な処置をとるものとする。

7 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施すだけで成果を挙げる場合が多いが、時には数種類の工法を行ってその目的を達することがあることから、これらのことを考慮の上防

止に努める。

工法を選定するに当たっては、被災状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施す。

8 水防活動の応援要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、別途締結している消防応援協定に基づき応援を要請する。

消防応援協定については、本章第11節「消防活動」の「第3 消防活動の応援要請」に定めるところによる。

9 水防管理者から委任を受けた者の緊急通行

水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第4 水門等の操作及び通報

1 河川区間の水門等の操作及び通報（洪水）

- (1) 水門等の管理者は水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めるとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

2 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報（高潮）

- (1) 水門、閘門等の管理者は水防上必要な高潮等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門、閘門等の操作責任者は、高潮等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めるとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

第5 費用負担と公用負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、本市が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との協議によって定める。また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。

2 公用負担

(1) 公用負担の権限

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要のあるときは、水防管理者、消防団長、

消防機関の長は、次のア～オの権限を、水防管理者から委任を受けた者はア～エの権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用

ウ 土地、土石、竹木その他の資材の収用

エ 車両その他の運搬用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、本市は時価により、その損失を補償する。

第13節 人命救助活動

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関と連絡を密にし、特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

第1 人命救助活動の基本方針

- 1 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- 2 県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。
- 3 県は、救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- 4 市は、市の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- 5 自主防災組織や事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

第2 市の活動

1 実施担当者

- (1) 救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、原則として市対策本部が危機管理チーム及び消防チームを中心に、また、西条警察署及び西条西警察署と連携して行う。
- (2) 救助活動に必要な資機材は、市及び市消防本部の保有機材のほか、必要に応じ自主防災組織、民間の協力等により資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。
- (3) 市は、自らの救出活動の実施が困難な場合には、県又は他市町へ救出の実施及びこれに要する要員及び資機材等の応援を要請する。

2 救出の対象者、費用、期間等

災害救助法による災害にかかった者の救出は、次のとおりとする。

- (1) 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。
- (2) 支出できる費用は、船舶その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

3 救出方法

- (1) 被災者の救出作業は、緊急を要するため、直ちに救出隊を編成し、救出作業に当たる。
- (2) 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、市内建設業者のほか必要により相互応援協定締結市町又は自衛隊、西条警察署、西条西警察署、今治海上保安部その他防災関係機関の協力を得て救出に当たる。
- (3) 救出後は、速やかに医療機関への収容等救出者の救護を行う。

4 救出活動

消防長及び消防団長は、市対策本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、救出隊を指揮して被災者の捜索及び収容を行わせるとともに、捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査の上本部長に報告する。

救出者が医療等を要する場合は、本章第17節「医療救護活動」に定めるところにより市内医療機関又は救護所に搬送、収容し救護措置を行い、重症者については県で定めた拠点病院への搬送を行う。また、死亡と確認された者については、本部長が指示する場所へ転送する。

5 応援の要請

(1) 県への応援要請

ア 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

イ 市は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行う。また、要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

(2) ヘリコプターの要請

救急・救助活動を迅速かつ的確に行い、救出者の搬送等のため必要があると認めるときは、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」及び「愛媛県ドクターヘリ運航要領」に基づき、県消防防災ヘリコプター又は県ドクターヘリの出動を要請する。

また、状況によっては、県を通じて自衛隊の災害派遣要請を要求し、迅速な人命救助活動を実施する。

資料編8-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

第3 消防機関の活動

市消防本部及び消防団は、多数の負傷者の発生に対応するため、住民の協力を確保するとともに、愛媛県医師会、西条市医師会、日本赤十字社愛媛県支部等並びに警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動に当たる。

また、市は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

第4 自主防災組織の活動

1 救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

2 避難の実施

市長や警察官等から避難の指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

(1) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

ア 市街地……火災、落下物、危険物

イ 山間部、起伏の多いところ……崖崩れ、地すべり

ウ 海岸地域……高潮

(2) 避難に当たっては、必要最低限のもののみ携帯する。

(3) 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させる。

3 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配付を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

第5 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

1 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

2 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

3 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行う。

4 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察、今治海上保安部等に連絡し早期救出を図る。

5 救出活動を行うときは、可能な限り市や消防機関、警察、今治海上保安部と連絡をとり、その指導を受ける。

第14節 遺体の搜索・処理・埋葬

災害により行方不明又は死亡者が発生したときは、遺体の搜索、処理、埋葬を的確かつ迅速に実施する。

第1 実施責任者

- 1 遺体の搜索、処理及び埋葬は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が行う。
- 2 遺体の見分、検視は、西条警察署、西条西警察署及び今治海上保安部（海上で発見されたものに限る。）が行う。

第2 行方不明者及び遺体の搜索

- 1 行方不明者
 - (1) 行方不明者の届出の受理は、被災者支援チームにおいて取り扱う。
届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録する。
 - (2) 届出のあった者については、前号の事項を記載した書面により東予地方局を通じ県に通知する。ただし、状況により書面をもって通知することが困難な場合は、県防災通信システム等により連絡する。
 - (3) 搜索は、危機管理チーム及び消防チームが西条警察署、西条西警察署及び今治海上保安部と協力し、搜索班（救出班）を編成し実施する。また、被災の状況により、自主防災組織、地域住民の協力を得て実施する。
- 2 遺体
 - (1) 遺体の搜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害規模、被災地域の状況等の事情により、既に死亡していると推定される者について行う。
 - (2) 遺体の搜索活動は、前記1(3)の要領により行い、防災関係機関の協力や車両、船舶、機械器具の借上げ等可能な限りの手段、方法により、早期収容に努める。
 - (3) 搜索中に遺体を発見したときは、救護班及び西条警察署、西条西警察署、今治海上保安部（海上で発見されたものに限る。）に連絡するとともに、身元確認を行う。
 - (4) 遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、直ちに東予地方局を通じ県から今治海上保安部、自衛隊へ搜索の要請をする。

第3 遺体の検案

- 1 検案の実施
遺体の検案は、原則として救護班が死因その他について医学的検査を行うものである。
- 2 検案時の措置
遺体の検案は、死亡診断書のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を併せて行うとともに、検案書を作成する。
- 3 遺体の輸送
検案を終えた遺体は、市が指定する遺体収容（安置）所に輸送する。

第4 遺体の収容、安置

- 1 身元確認

- (1) 身元が確認された遺体は、親族等に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体は、西条警察署、西条西警察署、地元住民等の協力を得て、遺体の身元引取人の発見に努める。
- (3) 相当期間引取人が判明しない身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

2 遺体収容（安置）所の開設

- (1) 被災者支援チームは、被害現場付近の寺院、公共建物又は公園等、遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所を設置する。ただし、遺体収容のための適切な施設がないときは、天幕等を設置し、これを開設する。
- (2) 引取人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取人が判明次第、当該引取人に引き継ぐ。
- (3) 遺体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等必要材料を確保する。

第5 埋・火葬

- 1 遺体について、遺族等の引取人がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合は、西条市斎場（やすらぎ苑）又は近隣市町の協力を得て火葬場を確保し、応急処置として火葬・埋葬を行う。
- 2 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。

第6 県への応援要請

市長は、遺体の搜索、処理、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- 1 搜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
- 2 搜索地域
- 3 埋葬施設の使用可否
- 4 必要な輸送車両の数
- 5 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量

第7 記録

遺体の搜索、処理及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておくものとする。

- 1 遺体搜索記録簿
- 2 遺体処理台帳
- 3 埋葬台帳
- 4 遺体搜索、遺体処理及び埋葬関係支払証
- 5 遺体搜索用機械器具及び燃料等受払簿
- 6 遺体搜索用機械器具修繕費支払簿

第8 市民及び自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市や警察に提供するように努める。

第9 災害救助法に基づく措置基準

遺体の搜索・処理・埋葬における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給

市は、被災者の食生活を保護するため、食料や被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

その際には、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等や男女のニーズの違い、食物アレルギーを有する者のニーズ等に配慮する。

さらに、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第1 実施責任者

被災者に対する食料の確保・供給、また、生活必需物資の確保・給貸与の実施は、市長が行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が行う。

第2 供給対象者

1 食料

- (1) 指定避難所等に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 生活必需物資等

災害により住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第3 物資の供給

1 備蓄物資の供給

災害発生当初においては、市が備蓄している非常食、毛布等を必要とする被災者に供給又は貸与する。

資料編2-11 備蓄品一覧

2 市内業者等からの調達

備蓄されていない物資が必要な場合、又は被災者が多数で前記1のみでは不足する場合は、

あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者から調達する。また、必要に応じて市内の小売販売業者、商工会議所、商工会等に協力を依頼し、食料、生活必需品等を調達し供給を行う。

3 県への応援要請

市は、必要とする緊急物資を市内で確保することができないときは、次の事項を示して県に調達又はあつせんを要請する。

- (1) 調達又はあつせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡責任者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

4 緊急物資の配分

緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

5 食物アレルギーへの配慮

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第4 救援物資集積所

市は、調達物資及び県等から輸送される救援物資の集積所を指定し、応急復旧チームを中心とする職員並びに自主防災組織、ボランティアの協力を得て仕分け、配送作業を行う。

資料編2-5 救援物資集積所

第5 炊き出しの実施

1 実施方法

- (1) 炊き出しの必要があるときは、女性団体、日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の応援を求めて学校給食センター、公民館等の調理設備の整備された施設を利用して行う。
- (2) 市対策本部において直接炊き出しすることが困難な場合で、販売業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して配給する。

2 食品衛生

炊き出しに当たっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他害虫の駆除に留意する。
- (5) 使用原料はできるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。

第6 生活必需物資の給貸与方法

被災者に生活必需品その他の物資を給与又は貸与するときは、冬季、夏季それぞれについて被害の状況、被災人員、被災世帯、構成人員を十分調査の上救助物資購入（配分）計画を立て、品名及び数量を決定する。

第7 市民及び自主防災組織の活動

- 1 食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、市に供給を要請する。
- 2 自主防災組織は、市が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- 3 自主防災組織は、必要に応じ炊き出しを行う。

第8 記録等

1 炊き出し時の記録

炊き出しの状況は、場所及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分）を東予地方局を通じて県に報告するとともに、次の帳簿書類を整理保存しておく。

- (1) 炊き出しの受給者名簿
- (2) 食料品現品給与額
- (3) 炊き出しその他による食品給与物受払簿
- (4) 炊き出し用物品借用書
- (5) 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

2 生活必需物資給貸与の記録

災害時の生活必需品等の給与又は貸与物資について記録するため、次の簿冊を整理保存する。

- (1) 物資購入（配分）計画表
- (2) 物資受払簿
- (3) 物資給与及び受領簿
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備品物資払出証拠書類

第9 災害救助法に基づく措置基準

炊き出しその他による食品の給与における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第16節 飲料水の確保・供給

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が行う。

第2 被害状況の調査、確認

応急復旧チームは、災害発生後に水道施設の被災状況を次により確認し、施設の供給能力、給水の実施が必要な地区等を把握する。

- 1 危機管理チームと連携し、住民からの被害情報、指定避難所等となる各施設の被害情報等を収集する。
- 2 浄水場、配水池等水道施設の被害を確認し、稼働状況を考慮の上、給水車による運搬給水又は仮設給水栓の設置等給水計画を作成する。

第3 給水方法

市は、次の方法により飲料水を供給する。それでもなお不足する場合には、東予地方局に調達あつせんを要請する。

1 応急取水施設による給水

水道施設が損壊した場合は、供給人員、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定し、ろ過消毒を行い、容器等により搬送し給水する。

2 他市町からの搬送給水

復旧が困難で前記1による方法でも不足するときは、他市町から容器等により搬送し給水する。

3 仮設共用栓の設置

管路に被害がない場合又は仮復旧を行った場合は、仮設共用栓を設置して給水を行う。

4 給水場所

被災者に対する給水場所は、市役所、西部支所、各サービスセンター及び避難収容施設とし、医療機関及び社会福祉施設には優先的に給水を実施する。

第4 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、指定給水装置工事事業者の応援を求め、迅速に応急復旧を行う。

なお、災害が大規模で水道施設に甚大な被害を受けた場合には、災害発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。

その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

資料編1-21 指定給水装置工事事業者一覧

第5 広報の実施

応急復旧チームは、危機管理チームと連携して応急給水を実施する場合には、給水場所、時間帯、給水方法その他必要事項を広報車等により速やかに地域住民に対し広報する。

また、自己努力により飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意についても広報する。

第6 住民及び自主防災組織の活動

- 1 災害発生後3日間は、住民自ら貯えた水等により、それぞれ飲料水を確保する。
- 2 災害発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。
- 3 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は、市に確認し特に衛生上の注意を払う。
- 4 市が実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

第7 応援の要請

市は、市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し東予地方局に調達あつせんを要請する。

- 1 給水を必要とする人員
- 2 給水を必要とする期間及び給水量
- 3 給水する場所
- 4 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- 5 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

第8 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿を整理保存しておかなければならない。

- 1 飲料水供給記録簿
- 2 給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- 3 給水用機械器具修繕簿

第9 災害救助法に基づく措置基準

飲料水の供給における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第17節 医療救護活動

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療を必要とする状態にもかかわらず医療の途を失った場合に、医療機関、愛媛県医師会等と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行う。

第1 実施責任者

被災者に対する医療救護は、市長が行う。なお、市のみでは実施が困難なときは隣接市町、県、愛媛県医師会その他の医療機関の応援により行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。

第2 医療救護活動の実施方針

- 1 医療救護活動の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- 2 市、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、自然災害、大規模事故等に備えた医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携の下、災害の状況に応じた適切な医療救護を行う。
- 3 市は、市内における医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を收容する。
- 4 県及び災害医療コーディネータは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、市の医療救護活動について広域的な調整を行う。
- 5 西条保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと密接に連携し、地域の関係機関との調整を行う。
- 6 県、市は、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- 7 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

第3 情報の収集・提供

市は、消防機関、警察、医療機関と連携して、次の事項について情報を収集し、県への情報提供に努める。

- 1 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- 2 指定避難所等、救護所の設置状況
- 3 指定避難所等、救護所における医療ニーズ
- 4 医薬品等医療資機材の需給状況
- 5 医療施設、救護所等への交通状況
- 6 その他参考となる事項

第4 災害医療コーディネータの活動

災害医療コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、次の活動を行う。

- 1 統括コーディネータ
 - (1) 県内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
 - (2) 県内の医療救護活動の統括及び調整を行う。
 - (3) 災害拠点病院コーディネータ、国及び関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

2 災害拠点病院コーディネータ

- (1) 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- (2) 圏域内におけるDMATや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- (3) 圏域内における医療機関の患者受入れ及び搬送調整を行う。
- (4) 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整を行う。
- (5) 圏域内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- (6) 統括コーディネータ、他の圏域の災害拠点病院コーディネータ、公立病院コーディネータ及び被災地内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

3 公立病院コーディネータ

- (1) 市内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- (2) 市内におけるDMATや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- (3) 市内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- (4) 災害拠点病院コーディネータ及び市内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

第5 市の医療救護活動

1 医療救護体制の確立

- (1) 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。
- (2) 市は、重傷者等を搬送できる救護病院の被災状況を調査し、被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定する。
- (3) 市は、救護所、救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて市職員を配置するとともに、救護所、救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
- (4) 救護所及び指定避難所等における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、西条保健所に職員の派遣を要請する。
- (5) 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

資料編2-16 医療機関一覧

2 救護所の設置

市は、災害の発生により医療救護が必要となったときは、救護所を避難者の多い避難収容施設に設置するものとし、救護所を設置しない避難収容施設については巡回診療で対処する。

なお、被害が市全域に及ぶ場合は、地区ごとに救護所を設置する。

3 救護班の編成

市内医療機関の医師等により救護班を編成し、救護所において医療救護活動を実施する。

4 救護班の応援要請

市の救護班のみでは、迅速かつ適切な医療救護の実施が困難な場合は、愛媛県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定（以下「災害時の医療救護に関する協定」という。）に基づき西条市医師会の医師等による救護班の派遣を要請し、救護班を確保する。

要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面を、県を経由して、愛媛県医師会等に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

資料編8-6 災害時の医療救護に関する協定（（一社）愛媛県医師会）

8-7 災害時の医療救護に関する協定（（一社）愛媛県歯科医師会）

8-8 災害時の医療救護に関する協定（（一社）愛媛県薬剤師会）

8-9 災害時の医療救護に関する協定（（公社）愛媛県看護協会）

5 救護所における活動

- (1) 救護所での医療活動は、市の指揮の下で救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護に当たる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。
- (2) 救護班は、救護所において次の業務を行う。
 - ア 傷病者の傷病の程度判定
 - イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
 - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
 - オ 助産活動
 - カ 遺体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市対策本部への収容状況等の報告

6 市内医療機関の活動

- (1) 施設・設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。
- (2) 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び他市町に支援を要請する。
- (3) 市からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市が設置する救護所へ派遣する。
- (4) 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。
- (5) 広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力を行う。

7 救護病院の活動

- (1) 救護所へ救護班を派遣する。
- (2) 救護所の医療で対応できない重症者及び中等症者を受け入れ、次の活動を行う。
 - ア 重症者及び中等症者の収容と処置
 - イ 助産
 - ウ 遺体の検案
 - エ 医療救護活動の記録及び市対策本部への収容状況等の報告
 - オ 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配
 - カ その他必要な活動
- (3) 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い、実施する。

第6 負傷者の搬送

- 1 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、救急車により行うものとするが、状況により市有車両等を活用して行う。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。
- 2 緊急を要する負傷者、また、救護病院等では処置が困難な重症者等が発生した場合は、県に県ドクターヘリ又は県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。
- 3 救護所・救護病院等における傷病者の収容状況等を把握するため、必要に応じて職員を配置する。また、救護所・救護病院等が効果的に機能するよう、必要な調整を行う。

第7 医療資機材等の確保

医療、助産の実施に必要な医療資機材は、原則として市内医療機関に備蓄されているものを使用し、不足する場合には医療機関を通じ業者から調達する。ただし、市内で調達不能な場合は、西条保健所及び県に要請し、確保する。

第8 県への応援要請

- 1 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、西条保健所を通じて県に調達・あっせんを要請する。
- 2 救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、西条保健所や災害コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請する。
 - (1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
 - (2) 必要な救護班数
 - (3) 医療救護活動を必要とする期間
 - (4) 派遣場所
 - (5) その他必要事項

第9 市民及び自主防災組織の活動

- 1 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- 2 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

第10 記録等

医療を実施した場合に整備する記録等は、次のとおりとする。

- 1 医療助産券交付簿
- 2 救護班診療記録
- 3 救護班医薬品、衛生材料使用簿
- 4 救護班の編成及び活動記録
- 5 医薬品、衛生材料受払簿
- 6 病院、診療所医療実施状況
- 7 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- 8 助産台帳
- 9 助産関係支出証拠書類

第11 災害救助法に基づく措置基準

医療及び助産の実施における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第18節 防疫・衛生活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

また、被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、市は、県と連携して食品の衛生管理等を行う。

第1 実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、知事又は西条保健所長の指示、指導により市が実施するが、市のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請して行う。

第2 防疫活動の実施

1 防疫班の編成

防疫業務を実施するため、医療保健チーム・環境衛生チームを中心とした職員により防疫班を編成する。人員が不足する場合には、臨時に作業員を雇い上げ、又は隣接市町、県（西条保健所）へ応援要請を行う。

その際必要な薬品等は、備蓄されているもののほか、業者から調達する。

2 浸水地域の優先処理

浸水地域においては、他の箇所に優先して被災後速やかに状況に応じた防疫活動を行う。

3 指定避難所等の防疫措置

- (1) 防疫班は、指定避難所等開設後直ちにトイレ、ごみ置場等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。
- (2) トイレの衛生対策を次により実施する。

ア 手を洗うための消毒用アルコール、逆性石けんの備付け

イ 生理用品の備付け

ウ 乳幼児用・介護用紙おむつの確保

4 感染症発生時等の措置

市は、災害時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本節において「法」という。）の規定に基づき、県の指導・指示に従って次の措置を実施する。

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）

市は、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また、消毒を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

ア 感染症の患者がいる場所又はいた場所

イ 感染症により死亡した者の遺体がある場所又はあった場所

ウ 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

対象区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また、駆除を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

(3) 物件に係る措置(法第29条)

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、対象物件の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また、消毒等を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次により必要な措置を実施する。

ア 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。

イ 廃棄にあつては、消毒、次のウに規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。

ウ 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

(4) 生活用水の供給(法第31条)

知事において、一定の期間、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、市は、当該期間中、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

5 飲料水の消毒及び衛生指導

給水を行う飲料水については、検査・消毒を実施し、特に住民が井戸水等を使用する場合には、塩素剤等で消毒するよう周知させる。

6 疫学調査及び健康診断への協力

市は、住民の避難場所、冠水地域その他衛生条件が悪い地域を詳細に西条保健所に報告し、西条保健所が実施する疫学調査及びその結果に基づく健康診断に協力する。

7 塵芥、し尿等の処理

塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。

第3 巡回健康相談の実施

西条保健所と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、指定避難所等の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

第4 県への応援要請

- 1 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- 2 甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき、又は不十分であるときは、県に応援を要請する。

第5 県への報告

感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、西条保健所に報告する。

第6 食品衛生活動

被災者支援チームは、西条保健所の指示、指導の下に、おおむね次のような活動を行う。

- 1 臨時給食施設(指定避難所等の炊き出し施設等)の設置状況等について、県への情報提供

- 2 飲料水の簡易検査
- 3 冠水した食品関係業者の指導
- 4 消毒薬等必要物資の配付
- 5 その他食料品に起因する危害発生の防止

第7 市民の活動

市民は、市及び西条保健所の指導を受けながら、食料品の汚染、腐敗、感染症の発生等の予防のため、次の活動を行う。

- 1 住宅内の汚物の清掃、消毒等の実施
- 2 指定避難所等における衛生状態保持
- 3 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒
- 4 食品関係業者の自主管理の強化

第8 記録

防疫のため、清潔方法及び消毒方法を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備しておく。

- 1 被害状況報告書
- 2 防疫活動状況報告書
- 3 防疫経費所要見込調及び関係書類
- 4 清掃方法及び消毒方法に関する書類
- 5 ねずみ族・昆虫駆除に関する書類
- 6 家庭用水の供給に関する書類
- 7 患者台帳
- 8 防疫作業日誌（作業の種類及び作業料、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

第19節 保健衛生活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

また、被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、市は、県と連携して食品の衛生管理等を行う。

第1 被災者等への保健衛生活動

市は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。

被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所等が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

第2 保健師等の応援・派遣受入

市は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認める場合は、災害対策基本法や地方自治法の規定、自治体間の相互応援協定等に基づき、その他の都道府県・市町村に対し、保健師等の応援・派遣を、厚生労働省健康局を通じて要請する。

第20節 廃棄物等の処理

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分、がれき処理等を適切に行う。

第1 し尿処理・清掃活動体制の確保

- 1 近隣市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- 2 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- 3 清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- 4 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- 5 災害廃棄物の一時保管場所である仮集積場所及び仮置場の配置計画、災害廃棄物の仮置場への搬入方法及び分別方法等に関する住民への周知計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

第2 下水処理・し尿処理の実施

1 被害状況の把握

下水道施設の緊急調査を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。

2 住民への広報

下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレの使用を控え、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。

3 下水道施設等の応急復旧

- (1) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- (2) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県及び災害支援協定先に連絡する。
- (3) 下水道施設の緊急調査及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人日本下水道管路管理業協会、地方共同法人日本下水道事業団に対し、必要に応じて支援を要請する。

4 し尿の収集

し尿の収集は、処理・処分計画に基づき、許可業者の協力を求めて速やかに収集する。

資料編1-23 一般廃棄物処理業許可業者一覧

1-22 下水道排水設備指定工事店一覧

5 し尿の処理

し尿は、西条市ひうちクリーンセンター又は下水道施設において処理する。市内で処理できない場合は、県及び他市町に応援を要請する。

資料編1-24 し尿処理施設

6 仮設トイレの設置

下水道施設等が被災した場合は、直ちに仮設トイレを調達し、避難収容施設等に設置する。市内で調達が困難な場合は、協定業者又は県に応援を要請する。

設置する際には、漏えい等により地下水を汚染しない場所に設定し、また、閉鎖に当たっては、消毒を実施後埋没する等の処理を行う。

なお、仮設トイレの設置については、障がい者等要配慮者に配慮する。

7 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 下水道普及地域において、下水道施設に接続している水洗トイレは市からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、市に連絡するとともに、市からの指示に従う。
- (2) 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

第3 生活系ごみ処理の実施

1 清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、清掃班を編成するなど収集・処理体制を確保する。

2 収集運搬

市内に数箇所のごみ集積場所を定め収集車等により、収集運搬する。なお、収集に当たっては、災害廃棄物の分別収集の徹底を被災住民に広報等を行い、ごみ収集を行う。

- (1) 速やかに収集方法、仮集積場所及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (2) 住民によって集められた仮集積場所のごみを管理し、できるだけ速やかにごみ処理施設に運搬処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。

資料編1-25 ごみ処理施設

- (3) 消毒、防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、又は処理するように指導・広報する。
- (4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

3 市民及び自主防災組織の活動

市民は、自主防災組織を中心として、市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとることとする。

- (1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは、指定された最寄りの仮置場へ搬出する。
- (2) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
- (3) 自主防災組織の清掃班を中心として、仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (4) 仮置場のごみは、市が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

第4 災害廃棄物処理対策

1 危険物、通行上支障がある物等を優先的に収集・運搬する。

また、大型車両や重機類を用いた搬入・搬出作業及び分別作業等ができる広さの仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難な物を、仮集積場所及び処理場に運搬する。

3 仮置場での災害廃棄物の分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクル率向上を図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を推進する。

4 廃家電・廃自動車等のうち、リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づく処理を行う。

- 5 NPO・ボランティア等との連携災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

第21節 障害物等の除去

災害に際して、全半壊家屋、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障を来す場所にある場合は、速やかにこれを除去し、被災者の日常生活と交通路の確保を図る。

第1 実施主体

被災地における住宅関係障害物の除去は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が行う。

なお、道路、河川、港湾、漁港等に生じた障害物は、県等の協力を得ながら、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行う。

第2 道路上の障害物の除去

1 被害状況の把握

市は、西条警察署、西条西警察署及び東予地方局建設部から道路の被害状況を収集するとともに、各地域の路上障害物の有無について消防団、自主防災組織等から情報を収集する。また、必要により被害調査班を編成して各地区の被害状況の調査を行う。

2 除去の方法

市は、市内建設業者に応援を求め、愛媛県道路啓開計画に示された方法で速やかに障害物の除去を行う。

また、必要に応じて西条警察署、西条西警察署、市消防本部、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して除去する。

第3 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者、消防長及び消防団長は、支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとる。

第4 住宅の障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、次に該当する場合に行う。

- 1 当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- 2 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は屋敷内に運び込まれているため、家の出入りが困難な状態にある場合
- 3 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない場合
- 4 住家が半壊又は床上浸水を受けた場合
- 5 応急措置の障害になるもので緊急を要する場合

第5 港湾・漁港区域の障害物除去方法

市は、港湾・漁港区域について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、今治海上保安部、西条警察署、西条西警察署、市消防本部、自衛隊と協力して所要の措置をとる。

第6 障害物集積場の確保

除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。

また、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送に充てる道路以外の道端等に集積する。

第7 応援の要請

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び隣接市町に協力を要請する。

第8 記録等

障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておく。

- 1 障害物除去の状況記録
- 2 障害物除去費支出関係証拠書類
- 3 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

第9 災害救助法に基づく措置基準

障害物の除去における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第22節 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。

第1 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、県及び住民と協力して次の措置を実施する。

1 市の活動

- (1) 被災動物の把握
- (2) 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保
- (3) 飼養されている動物に対する餌の配布
- (4) 危険動物の逸走対策
- (5) 被災動物の一時収容、応急処置及び保管
- (6) 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- (7) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- (8) 災害死した動物の処理
- (9) その他動物に関する相談等

2 県の活動

- (1) 被災動物の広域的な把握
- (2) 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- (3) 所有者及び里親探しの情報提供
- (4) 市町等関係機関との連絡調整
- (5) 被災動物救護センターの設置
- (6) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- (7) 愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼
- (8) 災害死した動物の処理
- (9) 動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布
- (10) ボランティアの確保、把握
- (11) その他動物に関する相談等

3 住民及び民間の活動

- (1) 被災動物の一時保護、応急処置及び通報
- (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (3) 危険動物の逸走対策
- (4) ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- (5) その他行政への協力

第2 死亡獣畜・家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

1 市の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。
- (2) 処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

2 飼養者等の活動

- (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、西条保健所長の許可を受ける。
- (2) 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。
- (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について西条保健所、市の指導を受け、適正に処理する。

第23節 応急住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

なお、実施に当たっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第1 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

第2 体制の整備

市は、把握した被害状況に基づき、応急住宅対策に関する体制を整備する。

第3 応急仮設住宅の建設

1 建設用地の選定

建設用地は、災害の状況に応じて市有地の中から選定する。市有地からの選定が困難な場合は、私有地に建設する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分に配慮する。

2 建設方法

- (1) 市内建設業者の協力を得て建設する。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した仕様の設定及び設計を行う。
- (2) 建設を県から委任された場合は、県が協定を締結している(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会又は(一社)日本木造住宅産業協会の協力を得て建設する。

3 応急住宅の入居者の認定

- (1) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。
- (2) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、自らの資力では住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

4 市営住宅等の一時入居

必要に応じ、市営住宅等の空き家へ被災者を一時的に入居させる。

5 応急住宅の管理

- (1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続・維持管理を行う。また、応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。
- (2) 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

6 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第4 住宅の応急修理

- 1 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

応急修理は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に行う。

- 2 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をとれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

第5 県に対する建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

- 1 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

(1) 応急仮設住宅の場合

- ア 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- イ 設置を必要とする住宅の戸数
- ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- エ 派遣を必要とする建築業者数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

(2) 住宅応急修理の場合

- ア 被害戸数（半焼、半壊）
- イ 修理を必要とする住宅の戸数
- ウ 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- エ 派遣を必要とする建築業者数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

- 2 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

第6 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- 1 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- 2 除去に必要な人員
- 3 除去に必要な期間
- 4 除去に必要な機械器具の品目別数量
- 5 除去した障害物の集積場所の有無

第7 建築相談窓口の設置

本庁、西部支所及び各サービスセンターに建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

第8 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管する。

- 1 応急仮設住宅入居者台帳
- 2 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- 3 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- 4 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠資料

第9 災害救助法に基づく措置基準

応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第24節 要配慮者に対する支援活動

市は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

第1 避難行動要支援者の把握

災害が発生した場合、市は災害時の避難等一連の行動に対してハンディキャップを負う避難行動要支援者に配慮する必要がある。避難行動要支援者は、独居高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等が考えられるが、本市においても年々人口の高齢化が進みつつあり、対策の重要性が増しつつある。

このため、市は、災害発生後、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するとともに、自主防災組織と連絡を行うなどして居宅に残された避難行動要支援者の把握を行い、避難行動要支援者の災害時における早期発見と安全確保を図る。

なお、把握に当たっては、避難行動要支援者のプライバシーについて十分に配慮する。

第2 避難行動要支援者の避難誘導

市は、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、社会福祉施設への緊急入所、民間賃貸住宅の借上げ等多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

第3 指定避難所等への移送

- 1 市は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講ずる。

なお、避難所へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

- (1) 指定避難所への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

- 2 災害により、避難所に収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者については、福祉避難所を開設し、西条市社会福祉協議会、ヘルパー、ボランティア等の協力を得て介護を行う。

資料編2-4 福祉避難所一覧

第4 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

第5 在宅者への支援

市は、在宅での生活が可能と判断された場合ややむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

- 1 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
- 2 被災障がい者の更生相談

第6 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

第25節 応援協力活動

市内に大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中であって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、市は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

第1 知事に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、東予地方局を通じ県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

要請時は、次の事項を明示し、県防災通信システム又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- 1 応援を必要とする理由
- 2 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- 3 応援を必要とする場所
- 4 応援を必要とする期間
- 5 その他応援に関し必要な事項

また、都道府県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

第2 他の市町村長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ応援協定を締結している市町村長に応援を要請する。また、状況によっては災害対策基本法第67条の規定に基づき、隣接県その他市町村長に応援を要請する。被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町村長と協議する。

応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

なお、消防に関する応援要請（相互応援協定に基づく応援要請）については、本章第11節「消防活動」の「第3 消防活動の応援要請」に定めるとおりとする。

資料編8-2 愛媛県消防広域相互応援協定

8-4 東予広域消防相互応援協定書

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は、東予地方局を通じ知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う（災害対策

基本法施行令第15条)。

- (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣について必要な事項
- 2 市長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う（災害対策基本法施行令第16条）。
- (1) 派遣のあつせんを求める理由
 - (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

第4 県消防防災ヘリコプター等の出動要請

災害の状況から県消防防災ヘリコプター又は県ドクターヘリの出動が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」及び「愛媛県ドクターヘリ運航要領」に基づき、県に出動を要請する。

愛媛県消防防災ヘリコプターの出動要請に関する必要事項については、本章第33節「消防防災ヘリコプターの出動要請」に定めるところによる。

資料編8-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

第5 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、本章第27節「自衛隊災害派遣要請の要求等」に定めるところによる。

第6 海上保安庁に対する支援要請

市長は、海上保安庁の支援を必要とするときは、知事に対し支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請する。

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他県及び市町が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対し海上保安庁の支援について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災通信システム等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡

する。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 海上保安庁との連絡

市長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、今治海上保安部と密接な情報交換を行う。

資料編1-17 海上保安庁の連絡先

第7 応援受入体制の確立

災害の状況により、県又は他市町からの救援隊並びに自衛隊等の派遣要請をした場合の受入体制については、次のとおりとする。

1 連絡窓口の明確化

県及び他市町等との連絡を速やかに行うため、危機管理チームに連絡窓口を定めておく。

2 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を整備しておく。

なお、救援隊等の宿泊施設は、避難収容施設としての施設の利用状況を考慮し、受入可能な学校体育館、運動場及び公民館等を利用する。

第8 労働力の確保に関する対策

災害応急対策の実施が災害対策本部員の動員では不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、本部長（市長）の指示に基づき労働者を雇用する。

1 労働者の雇用範囲

(1) 被災者の避難

本部長の指示による避難で誘導労働者を必要とするとき。

(2) 医療、救護の移送

救護班で処理できない重症患者若しくは救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を医療機関に運ぶための労働者又は救護班の移動に伴う労働者を必要とするとき。

(3) 被災者の救出

被災者を救出するための労働者を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材等の操作又は後始末に労働者を必要とするとき。

(4) 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄化するための医薬品の配付等に労働者を必要とするとき。

(5) 救助物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品の整理、輸送又は配分に労働者を必要とするとき。

(6) 遺体の搜索、処理

遺体の搜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は遺体の洗浄、消毒等の処理、遺体を仮安置所まで輸送するための労働者を必要とするとき。

(7) 上記以外の救助作業のため労働者の必要が生じたときは、次の事項を付し、東予地方局を通じ県へ申請するものとする。

ア 労働者の雇用を要する目的又は救助種目

イ 労働者の所要人数

ウ 雇用期間及び理由

エ 地域

2 労働者雇用の期間

各救助の実施期間中

第9 外国からの応援活動への支援

市は、県が受け入れた外国からの応援部隊が円滑に活動できるよう、県その他関係機関の支援活動に協力する。

第26節 ボランティア等への支援

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

第1 西条市災害救援ボランティア支援本部の設置

市は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、西条市社会福祉協議会と連携して、西条市災害救援ボランティア支援本部（以下「西条市支援本部」という。なお、必要に応じて支部を設置する。）を西条市災害ボランティアセンター内に設置する。

第2 西条市支援本部の構成メンバー

西条市支援本部は、西条市社会福祉協議会、西条市災害ボランティアセンター、NPO・ボランティア等関係団体、ボランティアコーディネーター等で構成する。

第3 西条市支援本部の任務

1 ボランティア活動に関する情報収集

市、県、NPO・ボランティア等や被災住民等からの情報を取りまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

2 ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。

3 ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

4 ボランティアのあっせん

被災住民、県支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

5 ボランティアのあっせん要請

必要とするボランティアが確保できない場合は、県ボランティアセンター内に設置されている県災害救援ボランティア支援本部に、ボランティアのあっせん要請を行う。

第4 西条市支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を西条市支援本部等に提供するとともに、市庁舎、西部支所、各サービスセンターその他所有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。また、ボランティア活動に必要な資機材を可能な限り貸し出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第27節 自衛隊災害派遣要請の要求等

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められる場合、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。

さらに被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の自衛隊による活動が円滑進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行う。このため、支援ニーズを早期に把握・整理することに着意する。

第1 災害派遣要請基準

災害応急対策の実施が市の組織を活用してもなお事態を収拾することが不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要あるいは効果的であると認める場合に自衛隊の派遣を要請する。

災害派遣要請事項は、次のとおりである。

- 1 車両、航空機等による被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- 3 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助
- 4 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- 5 消防機関に協力して行う消火活動
- 6 道路又は水路の確保の措置
- 7 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- 8 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- 9 被災者に対する給食及び給水、入浴支援
- 10 防災要員等の輸送
- 11 連絡幹部の派遣
- 12 その他知事が必要と認める事項

第2 災害派遣要請の要求の依頼手続

1 知事への要請

市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、県（防災危機管理課）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、必要な措置を講ずるよう要求する。

ただし、緊急を要する場合は、県防災通信システム又は電話等をもって行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

資料編10-11 自衛隊派遣要請依頼様式

2 知事と連絡不能の場合

市長は、知事に対し連絡が不能で前記1に定める要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第14特科隊に通知する。

また、その際は、事後速やかに知事に通知する。

第3 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。
- 4 その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第4 要求連絡先窓口

要求先の県、自衛隊への連絡先は、資料編のとおりである。

資料編1-14 自衛隊要求連絡先窓口

第5 自衛隊の救援活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況や他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

自衛隊の救援活動内容

区 分	救 助 活 動 内 容
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機など状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷病者等の搜索救助
水防活動	堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
消火活動	消防機関に協力して行う消火活動
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除
応急医療、救護及び防疫の支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援
人員、物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

第6 災害派遣部隊の受入体制

1 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を経営戦略部に設置する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう、効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資機材の準備

市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講ずる。作業計画の作成に当たっては、次の事項について配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び資機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- (1) 宿泊施設
- (2) 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- (3) ヘリコプター離発着場

資料編2-17 飛行場外離着陸場一覧

第7 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって県（防災危機管理課）に対し、その旨を報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で要請しその後文書を提出する。

資料編10-12 自衛隊撤収要請依頼様式

第8 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議し、

必要に応じて県が協議する。

第28節 ライフラインの確保

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、市及び各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、市、国及び県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、GISの活用等による情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインや排水施設の復旧等を優先して行う。

第1 水道施設（応急復旧チーム）

1 緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の水道事業者に応援を要請する。

2 応急復旧

災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努める。

3 県への応援要請

市のみでは応急復旧が困難な場合は、県に対し応援要請を行う。

4 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧を図る。

第2 下水道施設（応急復旧チーム）

災害時に下水道施設が適切に機能するよう、次の措置を行う。

1 浸水状況の確認と排水作業

雨水管渠等の排水状況、及び水位、ゲート、樋門等の状況確認を行う。状況に応じて、ゲートの強制転倒、仮設ポンプの設置等を行う。

2 雨水ポンプ場の稼働

降雨量や海水位の状況に応じて雨水ポンプを適正に稼働させる。

3 汚水流下機能の確保

停電や落雷によるマンホールポンプ施設での揚水機能が停止した場合、速やかに可搬式の自家発電設備・ポンプの設置等により機能維持を図る。

第3 電力施設（四国電力送配電株式会社）

四国電力送配電株式会社は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

2 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

- (1) 停電による社会不安除去のため、電力施設等の被害状況及び復旧状況の広報活動を行う。
- (2) 電気事故を防止するために必要な広報活動を行う。

4 対策要員の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。

なお、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

5 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

6 他電力会社間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

7 危険予防措置

送電が危険な場合、及び警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

8 設備の応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施する。

(1) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(4) 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

(5) 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により、通信回線を確保する。

第4 ガス施設

- 1 LPガス事業者は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の概況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。
- 2 LPガス利用家庭に対しては、広報車等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

第5 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

1 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保するなど、速やかに災害を受けた通信手段の応急復旧を行う。

(1) 通信の非常疎通措置

災害に関し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところによる利用制限等の実施

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱い

エ 警察、消防その他の諸官庁等が設置する通信網との連携

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携

カ 災害救助法が適用された場合等の指定避難所等への特設公衆電話の設置

キ 「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（web171）」の開設

(2) 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。

(3) 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を計画に基づき確立し、運用する。

(4) 災害時における災害用資機材の確保

ア 災害用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は資材部門に要求する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。

ウ 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県及び市町等の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(5) 設備の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等の復旧は、速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

ウ 復旧に当たっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

(6) 災害復旧

ア 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

イ 被災地における地域復興計画の作成・実施に当たっては、これに積極的に協力する。

2 株式会社N T T ドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

(1) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとる。

(3) 災害用伝言板の開設

3 K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

(1) 電気通信施設の整備及び保全

(2) 災害時における電気通信の疎通

(3) 災害用伝言板サービスの提供

第6 廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「第3章第20節 廃棄物等の処理」のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

第29節 危険物施設等の安全確保

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

第1 火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、その火薬庫の所有者又は占有者は次の1、2に掲げる応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防機関又は海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の3に掲げる緊急措置を講ずる。

- 1 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- 2 1の措置を講ずる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講ずる。
- 3 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

第2 高圧ガスの保安

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、高圧ガス事業所の所有者又は占有者は応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を知事（各地方局防災対策室又は消防防災安全課）又は警察官、消防機関若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講ずる。

- 1 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させるとともに、放水による冷却等適切な措置を行う。
- 2 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民を避難させるための措置を行う。
- 3 水害による高圧ガス容器の流失が認められる場合は、流出容器による災害防止のため市、警察官及び消防機関等相互の連絡を密にし、必要な措置を行う。

第3 石油類等の保安

石油類による災害を防止するため、市、県及び関係機関は、危険物製造所、貯蔵所、取扱所の火災、水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、次の緊急措置を講ずる。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。
- 2 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

第4 毒物劇物の保安

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散、漏えい等事故が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講ず

る。

1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のために必要な措置を講ずる。

2 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講ずる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

資料編4-6 危険物施設の現況

第30節 海上災害応急活動

船舶又は海洋施設その他陸上施設の事故により、遭難、火災又は大量流出油等の海上における災害が発生し、船舶乗組員、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互が密接に連携して各種応急対策を実施することにより、人命や船舶の救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民への被害拡大防止に努め、被害の局限化を図る。

第1 実施責任機関

1 大規模海難が発生した場合

今治海上保安部が中心となり、県、警察、市、消防機関等のほか、状況に応じて漁業協同組合、その他諸団体又は住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

また、必要に応じて災害対策本部を設置し、今治海上保安部を中核とする総合連絡体制を整備し、関係機関が連絡を密にして応急対策に当たる。

2 大量流出油等災害の場合

排出原因機関（者）の責任において処理するものとするが、下記機関が連携の下、応急対策に当たるほか、状況に応じて漁業協同組合、関係企業、住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

なお、排出油等の防除に関する協議会による流出油等防除活動を必要とする場合は、東予地区排出油等防除協議会会長（今治海上保安部長）が会員へ出動を要請するとともに、総合調整本部を設置し、活動の調整を行う。

また、流出油等が沿岸に漂着するおそれがあるときは、状況に応じて県及び沿岸市町が災害対策本部を設置し、関係機関の連携の下、応急対策に当たる。

- (1) 県（港湾管理者を含む。）
- (2) 市町（消防機関、漁港管理者を含む。）
- (3) 警察機関
- (4) 四国地方整備局
- (5) 今治海上保安部
- (6) 排出の原因者

資料編1-18 東予地区排出油等防除協議会会則

第2 関係機関相互の通報連絡

市、県及び今治海上保安部等の関係機関は、所定の通報連絡系統・内容に基づき迅速かつ的確な通報連絡を相互に行う。

1 通報連絡系統

事故発生時等の通報連絡系統は、資料編のとおりであり、市においては危機管理チーム及び応急復旧チーム等が中心となって対処する。

資料編3-12 通報連絡系統

2 通報連絡内容

通報連絡内容は、次のとおりである。

- (1) 事故発生の日時及び場所
- (2) 事故の原因と被害の状況
- (3) 応急措置の状況
- (4) 復旧見込み
- (5) その他必要な事項

第3 活動内容及び活動体制

1 配備体制の指示等

本部長は、災害の状況から対策をとるべき配備体制を危機管理監に指示し、危機管理監はあらかじめ定められた系統により職員に伝達する。この場合、危機管理チーム・応急復旧チーム職員等当該担当チーム職員については、必要により増員を行う。被害が甚大で必要と認めるときは、本部長は災害対策本部を設置し、今治海上保安部、県等関係機関と連携して応急対策活動を実施する。

また、国により現地連絡調整本部又は非常災害現地対策本部又は県の現地災害対策本部が設置された場合は、経営戦略部を中心として本部室で情報の収集、活動の指示等を管理し、前記対策本部等の指示に従い、連携して災害応急対策活動を実施する。

2 活動内容

市は、おおむね次に掲げる応急対策活動を実施する。

- (1) 的確な災害状況の実態の把握と連絡通報
- (2) 防除作業に必要な資機材の調達

市は、流出油の防除に必要な資機材の調達を行う。調達に当たっては、市保有の資機材及び市内事業者保有の資機材を中心に調達するとともに、必要に応じて、県、関係防災機関等に応援を要請する。

調達する主な防除資機材は、次のとおりである。

- ア 油吸着マット
- イ 油処理剤
- ウ オイルフェンス
- エ 油吸収ポンプ
- オ 消火剤
- カ 空ドラム缶
- キ ひしゃく
- ク むしろ
- ケ 土のう
- コ 油回収船等

- (3) 流出油等の防除作業及び協力
- (4) 回収油等の処理
- (5) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- (6) 県又は他の市町に対する応援要請
- (7) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (8) 死傷病者の救出、救護（搬送、収容）

- (9) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (10) その他必要な事項

第4 東予地区排出油等防除協議会への要請

東予地区において、大量の流出油等の事故が発生した場合、東予地区排出油等防除協議会会長の要請により、各構成機関が連携し防災活動を実施する。

資料編1-18 東予地区排出油等防除協議会会則

第5 漁業協同組合、関係企業、住民等の協力

漁業協同組合、関係企業、住民等は、おおむね次に掲げる活動を実施する。

- 1 今治海上保安部その他関係機関への事故情報の通報、連絡
- 2 応急対策活動用資機材の備蓄及び調達
- 3 自力による応急対策活動の実施
- 4 今治海上保安部の指示に基づく応急措置の実施
- 5 その他必要な措置

第6 災害救援ボランティアの受入れ対策

大量に漂着した流出油の除去等の応急対策活動は、多くの人員が必要となり、市、県等関係機関だけでは十分対応できないことも予想される。

このため、市は、必要に応じ市内から災害救援ボランティアの募集を行うとともに、ボランティア活動調整班からあっせんされるボランティアの受入対策に万全を期する。

1 市の活動

市は、ボランティアに対し、庁舎、公民館、学校など活動拠点を提供するとともに、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情に合った活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

2 ボランティア活動調整班との連携

大規模な海上災害が発生し、県内外のボランティア災害救援活動の有効な活用を図るため、総合調整が必要と認められる場合には、県、被災市町、県社会福祉協議会、ボランティア関係団体等で構成するボランティア活動調整班が県により設置される。

市は、大規模な海上災害が発生した場合には、ボランティア活動調整班と連携して応急活動に当たる。

3 ボランティアの活動分野

ボランティアが実施する活動内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 応急復旧現場における危険を伴わない簡易な作業
- (2) 炊き出し、食料等の配付
- (3) 援助物資の仕分け、輸送
- (4) 清掃
- (5) その他前記作業に類した作業

第31節 除雪実施計画

市内に、豪雪があった場合に対処するため、県と連携をとりながらとるべき具体的計画を定めて、災害を未然に防止し被害の拡大を防ぎ、住民生活の安定に寄与する。

第1 道路の除雪対策

1 除雪路線

道路班長及び農林水産班長は、特に緊急を要する区間について速やかに除雪を行い、交通の確保を行う。

2 除雪開始時期

交通に重大な支障を来すと認められるときとする。特に、集中的な大雪に対しては、大規模な車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

3 除雪体制の整備

道路班長及び農林水産班長は、道路除雪を迅速かつ円滑に行うため、資機材の配置及び備蓄状況等を調査把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図る。また、自主防災組織等の協力体制の確立に努める。

4 雪捨て場の指定

家屋連たん地域の除雪に当たっては、道路班長及び農林水産班長は、雪捨て場及び排雪方法について相互に連絡し、除雪計画に支障を来さないようにする。

5 降雪時における情報活動

道路班長及び農林水産班長は、安全で円滑な道路交通情報の確保のため、降雪時における道路通行規制箇所あるいは迂回路などの道路情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する。

6 交通規制

なだれの危険区域の道路、その他災害に関連する道路に対しては、必要に応じ通行禁止又は規制を行って、交通事故防止及び交通の円滑を期する。

7 適切な道路管理及び交通対策

道路班長及び農林水産班長は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第2 なだれ対策

1 危険箇所の表示

なだれの発生が予想される場合は、市域内の巡視を強化して、危険地域の早期発見に努め、危険箇所を発見したときは、赤旗等により表示を行い、その旨を直ちに関係機関に通報するとともに、必要がある場合は、雪止めの編さくを設けるなど緊急措置を講ずる。

2 退避

気温上昇によりなだれの危険性が増大したときは、関係機関と緊密に連絡をとり、危険世帯に対して警告、避難指示を行う。

第32節 応急教育活動

学校施設の被災及び児童生徒等の被災により、通常の実施を行うことができない場合には、市教育委員会等は、次のとおり応急教育を実施する。

第1 実施責任者

- 1 市立学校の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、市教育委員会が行う。
- 2 県立私立学校の応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、設置者が行う。

第2 応急教育計画

学校長等は、学校の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急教育の方法等について計画を定めておく。

第3 教育施設及び児童生徒等の被害状況の調査

応急復旧計画の策定のため、次の事項について被害状況を速やかに調査し、災害対策本部に報告する。

- 1 児童生徒等の罹災状況
- 2 教育関係職員の罹災状況
- 3 施設の被害状況
- 4 その他応急措置を必要と認める事項

第4 応急措置

1 児童生徒等の対応

災害が発生し、授業の継続等が困難なとき、学校長等は、教育長等からの指示により、又はそれが不可能なときは、学校長等の判断により次の対応をとる。

- (1) 児童生徒等を安全なところに避難させるとともに、学校長等を中心に被害状況等情報を集め、明確な指示、的確な対応をとる。
- (2) 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど学校運営の正常化に努める。
- (3) 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底し、必要に応じて園児、低学年児童に対しては教師等が地区別に付き添う。

- (4) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話等により確実に児童生徒の保護者等に徹底させる。

なお、休校措置の決定は、登校時間を考慮し、予測できる災害については、早期にその情報を把握し決定する。

2 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法による。

- (1) 被災学校が1校の一部のみの場合

被災箇所が普通教室の場合は、転用可能な特別教室等を使用し、なお不足する場合は2部授業などの方法による。

- (2) 被災学校が1校で全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館等公共施設の利用及び隣接校の余剰教室を借用する。
- (3) 特定の地区が全体的に被害を受け、2校以上が被災した場合は、被災を免れた公共的施設

を利用又は避難先の最寄りの学校を利用するものとする。利用すべき施設がないときは、応急仮設校舎を建設するなどの対策を講ずる。

3 教職員の被災による不足教職員の確保

- (1) 被災教職員数が僅少のときは、校内において調整する。
- (2) 被災教職員数が多数で1学校内で調整できないときは、授業の実施状況に応じ、教育委員会が管内の学校間において調整する。
- (3) 教育委員会において操作できないときは、県教育委員会と緊急連絡をとり教育職員の確保に努める。

第5 学校が地域の避難所となった場合の留意事項

- 1 学校長は、避難所に供する施設・設備の安全を確認し、管理者に対し、その利用について必要な指示をする。
- 2 市教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。
- 3 避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、市等と必要な協議を行う。

第6 学用品等の調達

学用品の給付は、災害救助法を適用した場合、知事が行うものとするが、知事が委任した場合、市長が行う。

なお、災害救助法が適用されない高校生の学用品等の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

1 調達方法

- (1) 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求め、また、市内の他の学校並びに他市町村に対して使用済古本の供与を依頼する。なお不足する場合は、県に対し調達供与を依頼する。
- (2) 学用品については、県から送付を受けたものを配付するほか、県の指示により基準内で調達する。

2 支給の方法

学校教育班は、学校長と緊密な連携を保ち、支給の対象となる児童生徒等を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を行い、各学校長を通じて対象者に支給する。

3 支給品目

- (1) 教科書（教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けているもの）
- (2) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- (3) 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

以上の3種類の範囲内に限られるが、文房具、通学用品については例示した品目以外のものでも被災状況程度等実情に応じ、適宜調達支給する。

第7 学校給食に関する基準

災害救助法が適用された場合、被災者支援チームは、応急給食の必要があると認めるときは、本章第15節「食料及び生活必需品等の確保・供給」に定める炊き出し基準により応急給食を実施

する。

第8 記録等

学用品の供与を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保管しておく。

- 1 学用品の購入分配計画表
- 2 学用品交付簿及び受払簿
- 3 学用品購入関係支払証拠書類
- 4 応急給食関係書類

第9 保健・衛生に関する事項

- 1 被災教職員、児童生徒等の保健管理

災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒等に対し予防接種や健康診断を実施する。

- 2 被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、保健所の指導又は協力により校舎の清掃、消毒を行う。

第10 文化財の保護

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の災害時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講ずるものとし、市教育委員会は、県教育委員会と連携して、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- 1 文化財等の補強工事の実施
- 2 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- 3 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- 4 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備

資料編11-5 指定文化財一覧

第11 災害救助法に基づく措置基準

学用品の供与における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第33節 消防防災ヘリコプターの出動要請

市は、各種災害又は事故等に際し、県所有の消防防災ヘリコプターによる迅速な支援活動を要請し、被害の最小化に努める。

第1 支援活動の種類

消防防災ヘリコプターは、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、災害の状況に応じて次の活動を行う。

- 1 災害応急対策活動
- 2 救急活動
- 3 救助活動
- 4 火災防御活動
- 5 広域航空消防防災応援活動

第2 緊急運航の要件

消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に緊急運航する。

- 1 公共性
- 2 緊急性
- 3 非代替性

第3 緊急運航要請手続

市長又は消防長若しくは関係行政機関の長は、災害の状況により消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要と判断した場合には、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県消防防災安全課長に対して要請を行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

資料編1-15 航空隊及びヘリコプターの常駐場所及び連絡先

8-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

10-13 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

1-16 緊急運航連絡系統図

第4章 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら県、市町が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、県、市町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。あわせて、要配慮者の参画を促進する。

第1節 公共施設災害復旧対策

指定地方機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第1 被災施設の復旧等

1 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、下水道施設、都市公園については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。

- (8) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

2 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (3) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

1 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

2 市の活動

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第3 災害査定の促進

災害が発生した場合には、市及び県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

第4 海上災害復旧・復興対策

県及び市は、被災地の復旧・復興に当たり、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、次の対策を講ずる。

1 海洋環境の汚染防止

被害物等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるよう指導する。

2 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (2) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行う。

第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講ずる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第1 復興計画の作成

1 計画の策定

市長は、必要があると認めるときは、復興計画を策定する。

2 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などから成る分野別復興計画により構成する。

3 計画の基本方針

計画策定に当たっては、西条市総合計画との調整を図る。

4 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

5 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

6 大規模災害からの復興に関する法律等の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあつせんを求める。

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2 防災まちづくりを目指した復興

- 1 市は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の下に、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。あわせて、障がい者、

- 高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- 2 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
 - 3 市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
 - 4 市は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るよう努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
 - 5 市は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
 - 6 市は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
 - 7 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
 - 8 市は、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
 - 9 市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第3 復興財源の確保

- 1 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。
- 2 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。
- 3 市の活動
 - (1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

 - ア 復旧・復興事業
 - イ その他
 - (2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

4 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等に伴い、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

(1) 地方債の発行

市は、復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

ア 災害復旧事業債

イ 歳入欠かん等債

ウ その他

(2) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

第3節 災害復旧資金

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成する。

第1 郵便局株式会社四国支社の活動

- 1 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
- 2 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

- (1) 為替貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
 - (2) 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。
- 3 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の配分に関すること。
 - 4 簡易保険福祉施設に対する災害救護活動の要請
 - 5 被災地地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融資

第2 災害復興住宅の建設

市は、災害により滅失又は損傷した家屋に対し、低利で貸付条件の有利な住宅金融公庫の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努める。

第3 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

- 1 中小企業の被災状況の把握
県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
- 2 事業の場の確保
事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
- 3 支援制度・施策の周知
中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

第4 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

- 1 農林漁業者の被災状況の把握
農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
- 2 支援制度・施策の周知
農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

第4節 被災者等に対する支援

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、市は関係機関と協力し、次のとおり被災者措置を講ずる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 要配慮者の支援

1 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

2 市の活動

(1) 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

ア 要配慮者の被災状況及び生活実態

イ 社会福祉施設の被災状況

(2) 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡の上、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

(3) 健康管理の実施・巡回健康相談

県（保健所）と協力して保健師による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

(4) 成年後見制度の利用

義援金の受取や今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

第2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

1 義援物資の募集

市は、企業等からの義援物資を受け入れるため問合せ窓口を設置し、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査把握するとともに、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、義援物資の受入れに当たっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することについての理解を求め、被災地の求めるニーズに合致するもので、まとまった単位で送付されるもの等に関し義援物資として受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分けや配送に十分配慮するよう努める。

2 義援金の募集

市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

3 義援金の配分

市は、統一的に義援金を配分するために、配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

4 配分委員会の活動

配分委員会は、次のことについて協議決定する。

- (1) 配分金額
- (2) 配分対象者
- (3) 配分方法
- (4) 配分状況の公表
- (5) その他義援金配分に関すること。

第3 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

1 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

2 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び西条市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年条例第114号）に基づき支給する。

第4 被災者の経済的再建支援

1 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

2 市の活動

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ア 死亡者数
- イ 負傷者数
- ウ 全壊・半壊住宅数 等

(2) 罹災証明の発行

ア 財務部（火災の場合は、消防本部）に罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を遅延なく発行する。

イ 罹災証明書調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

(3) 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害

の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

(4) 災害援護資金の貸付け等

被災者のうち要件に該当する者に対する災害援護資金、生活福祉資金その他の融資等について、県、社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、適切な資金の融通を行う。

ア 生活福祉資金

イ 母子福祉資金

ウ 寡婦福祉資金

エ 災害救護資金

(5) 被災者生活再建支援制度の活用

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用された場合は、支援金が支給されるので、積極的に活用するものとする。

ア 対象となる災害の程度

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（本編第3章第6節「災害救助法の適用」参照）が発生した市町村

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県

(エ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

(オ) (ア)～(ウ)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

(カ) (ア)もしくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた市町村（人口10万人未満に限る。）

2世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた市町村（人口5万人未満に限る。）

イ 支給対象世帯

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

資料編11-4 被災者生活再建支援法の概要

(6) 被災者の税負担等の軽減

市は、必要に応じ、地方税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担の軽減を図る。

また、必要に応じ国民健康保険制度等における医療負担及び保険税等の減免等を図るものとする。

3 社会福祉協議会の活動

生活福祉資金の貸付を被災世帯を対象に実施する。

第5 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、市は、次の措置を講ずる。

1 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(2) 市の活動

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。

イ 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

ウ 市営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の市営住宅を供給する。

エ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 雇用対策

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。

また、災害により離職を余儀なくされた被災者の再就職支援策を実施する。

このため、雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

3 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、次の措置を講ずる。

(1) 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。

(2) 被保護世帯が災害のため、家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法が適用された場合において、県は、規定額の範囲内で特別基準があったものとして、家屋補修費の支給を行う。

第6 生活再建支援策等の広報

1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、

必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 市の活動

(1) 生活再建支援策の広報・PR

ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、災害関連情報や次の事項を広報・PRする。

ア 義援金の募集等

イ 各種相談窓口の案内

ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報

エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報

オ 被災者生活再建支援金に関する情報

カ ボランティアに関する情報

キ 雇用に関する情報

ク 融資・助成情報

ケ その他生活情報 等

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問合せを一元的に受け付ける窓口を設置する。

第7 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講ずる。

また、県及び市町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

1 イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、市独自のイベント・商談会等を実施する。

2 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。